

令和 7 年 度

学 校 経 営 計 画 書



三次市立三和中学校

目 次

I	学校の状況	2
II	教育目標	2
III	使命・存在意義（ミッション）	2
IV	重点事項（努力点）	2
V	中心価値・行動規範	2
VI	現状分析	3
VII	中期経営目標及び短期経営目標	4
VIII	学校経営構想図	
1	学校経営全体構想図	
	（1）小中一貫教育経営構想図	5
	（2）中学校経営構想図	7
2	校務運営構想	8
3	教務運営構想	9
IX	経営計画	
1	教育計画	
	（1）教育課程	
	① 年間授業時数表	10
	② 日課表	12
	③ 週時間割一覧表	13
	④ 週時間数一覧表	14
	（2）研究推進計画	
	① 研究推進計画	15
	② 年間研修計画	17
	（3）年間行事計画	18
2	学校運営計画	
	（1）校務運営規程等	
	① 校務運営規程等	19
	② 企画委員会運営細則	25
	③ 職員会議運営細則	26
	④ 三次市学校運営協議会設置規則	27
	⑤ 三次市学校運営協議会の運営に関する要綱	30
	⑥ 学校関係者評価委員会運営細則	32
	⑦ 事務取扱及び決裁規程	33
	⑧ 学校諸費会計取扱規程	34
	⑨ 学校衛生委員会設置要綱	36
	⑩ 「体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、 障害を理由とする差別相談窓口」設置要綱	37
	⑪ 不祥事防止委員会設置要綱	38
	⑫ 情報管理規程	39
	⑬ 個人所有の情報機器の業務利用に関する利用規程	41
	⑭ 学校保健委員会設置要綱	43
	⑮ いじめ防止対策委員会設置要綱	44
	（2）校務運営組織図及び校務分掌表	45
	（3）三和中学校不祥事根絶のための行動計画	47
	（4）小中一貫教育推進	
	① 小中一貫教育推進組織図	49
	② 小中一貫教育推進構想図	50
	（5）開かれた学校づくりの工夫計画	
	① 学校評価の実施計画	51
	② 学校評価の推進計画・組織図	51
	③ 学校関係者評価委員会の活用計画	51
	④ 学校評価自己評価表	52
	⑤ コミュニティスクール構想図	54

令和7年度学校経営計画書

学 校 名 三次市立三和中学校

校 長 名 山岡 修一

I 学校の状況

学級数	4学級	児童・生徒数	39人	教職員数	12人
メールアドレス	miwa-j@school.miyoshi.hiroshima.jp				
ホームページアドレス	http://www.school.miyoshi.hiroshima.jp/junior/miwa-j/				

II 学校教育目標

【小中一貫教育目標～みよし結芽人～】

「高い志をもち 夢と目標の達成に向けて 挑戦する三和の子どもの育成」

【三和中学校教育目標】

「志高く 未来を拓く」 ～「将来の夢の実現」に挑戦する生徒の育成～

- ・協働…ともに学び、自らの考えを伝え合う生徒
- ・探求…学びを生かし、自ら課題を解決する生徒
- ・持続…成果から自信つけ、新たな課題に挑み続ける生徒

III 使命・存在意義（ミッション）

本校は、生徒が「学校が『夢を叶える学力をもった生徒の育成をめざす』、『三和の自然や伝統などの特性を活かした教育を推進する』、『仲間との出会い、体験を通した人間形成をおこなう』場となること」を使命とする。

なお、学校は「地域を知り、地域と繋がる生徒と教職員」を育成する。この成果から「地域の活性化に貢献し続けること」を存在意義とする。

IV 重点事項（努力点）

【三和小・中学校の9年間を通して形成する資質・能力と重点】

- ・知識を生かし深める力（知識・技能） <概念的理解>
- ・ともに考え、伝え合う力（思考力・判断力・表現力等） <表現力>
- ・自ら関わり、学び続ける力（学びに向かう力・人間性等） <自己実現・道徳性>

【努力点】

- ・学校は、生徒が自己調整力を発揮し、主体的・対話的で深い学びを通して基礎的・基本的な学力を身に付けるように学習環境を創意工夫する。
- ・学校は、生徒が「安全・安心」に過ごせる場、自他を大切にして学び合う場になるように、特別支援教育の視点に立った教育環境づくりに努める。
- ・学校は、生徒の豊かな表現力と良好な人間関係づくりを体得する場となるよう努める。
- ・学校は、生徒の「将来の夢、自己実現」のため、「知・徳・体」と道徳性を会得する場となるよう努める。
- ・学校は、CSの取組を通して小中一貫教育の充実を図り、学校運営協議会と連携して9年間を見通した教育活動を推進し、地域とともにある学校づくりに努める。
- ・学校は、保護者・地域から信頼される「開かれた学校づくり」に努める。

V 中心価値・行動規範

○教育の原点『生徒は、私達の姿を見て育ちます』

熱意を持って事にあたり、誠意をもって生徒に接し、創意を持って指導に臨みます。

- ・使命：私達は、生徒を守り育てます。
- ・遵法：私達は、法令を遵守し、職務に専念します。
- ・公正：私達は、不祥事を許しません。
- ・公開：私達は、地域とともにある信頼される学校にします。

Ⅵ 現状分析

【学力の状況】 学力向上に向かいつつあるが、今年度の取組の継続・改善が重要である。

- ・全国学力調査から「通過率の本校・三次市・全国の比較」(国語・数学のみ抽出)

対象	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
教科	国語	数学	国語	数学	国語	数学
本校 (北全国)	70% (+1)	41% (-10)	61% (-9)	36% (-15)	65% (+7)	49% (-4)
三次市	69%	50%	70%	49%	58%	52%
全国	69%	51.4%	69.8%	51%	58.1%	52.5%

- ・3年生の進路結果から「第一希望進路の達成生徒の割合」(第一希望達成者/3年生生徒数)

対象	令和4年度	令和5年度	令和6年度
割合	88.9% (8人/9人)	100% (12人/12人)	100% (10人/10人)

＜現状分析＞

全校的な学力向上の取組や各教科の授業改善が進み、学力の定着・向上や「第一希望の進路実現」を常態化させつつある。継続とともに生徒の意欲を高めていく。

【健康の状況】 各月における全欠生徒0人を目指しながら、不登校生徒0人を目指す。

- ・皆勤賞の状況から「年間皆勤賞達成者数の割合」

対象	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
各学年	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生
の割合	30%	17%	44%	27%	30%	8%	23%	18%	20%

- ・年間30日以上欠席生徒の状況から

年度	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
学年別	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生
人数	0人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	1人	1人

＜現状分析＞

各学年の傾向が顕著である。一年次に安定的な学校生活環境を整えることが、三年次までに影響があることがうかがえる。一年次での丁寧な取組が重要である。

【生徒指導の状況】 いじめの認知能力を高めることで、積極的な生徒指導に取り組む。

- ・いじめの認知件数から

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	0件	2件	1件

＜現状分析＞

比較的、生徒指導事案の発生件数は少ないが、いじめ等の人間関係のトラブルや悩みを抱える生徒が多い。SCとの連携や継続した取組、教職員の意識の向上が求められる。

【教職員の状況】 授業改善・生徒指導を積極的に行い、日常的な負担の軽減、時間外在校時間を削減する。

- ・時間外在校時間の比較から

《各時間外在校時間の平均…全職員総計÷職員数》※小数点以下、四捨五入

対象	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全職員	381時間33分	344時間24分	342時間36分

《教頭の時間外在校時間》

対象	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教頭	616時間46分	588時間10分	580時間55分

＜現状分析＞

全職員の時間数は、初任者や転任者が多くの時間を占めた。継続勤務の職員の時間外在校時間は減少傾向にある。時間外在校時間削減の取組の継続が必要である。

Ⅶ 中期経営目標及び短期経営目標

	担当	中期経営目標	短期経営目標	目標達成のための方策	評価指標	目標値
確かな学力の育成	教務部・研究部	主体的で協働的な授業の設定	主体的な学びをすすめる授業を創る。	単元ごとに生徒が主体的な学びが実践できる単元構成となるように努める。	生徒アンケートで「授業は、主体的に取り組んでいます。」の肯定的回答の割合	80%
			対話を通して、考えを深める授業を通して学力を向上させる	アクティビティ型授業を実施する。授業者はファシリテーションを意識した授業を設定する。	全国学力（3年のみ、全国比）、実力テスト（1～3年、県比）、市学力検査（1・2年、市比）の平均を上回った個人別教科数の割合	50%
豊かな心の育成	教務部・道徳教育推進教師	メタ認知能力を身に付けた生徒の育成	道徳の授業を通して、生徒の道徳性を養う。	道徳教育推進教師がリーダーとなり、各学年の道徳の授業を工夫・改善させる。	生徒アンケートで「道徳では友だちの意見を聞くことで新たな発見ができた。」の肯定的回答の割合	80%
			生徒が主体的に取り組む生徒会活動を仕組む。	小・中合同の取組や生徒会行事を生徒に主体的に取り組ませる。	生徒アンケートで「行事を主体的に参加することができた。」の肯定的回答の割合	90%
健やかな体の育成	生徒指導主事・保健体育科・養護教諭	命の尊さを理解し、健康増進に取組む生徒の育成	命の尊さを学ぶ授業を実践する。	生命の尊さと各種保健安全にかかわる授業を計画的に実施する。	生徒アンケートで「命の尊さを理解し、自他ともに大切にしていける気持ちが高まった。」の肯定的回答の割合	95%
			生徒が自分の生活をコントロールし、健康を保持する。	生徒が主体的に生活リズムを見直すことで、充実した日常生活にする。	各月の全欠生徒0を目指す。	100%
信頼される学校づくり	総務部・情報教育担当	保護者と地域と教職員が信頼関係で結ばれた学校	学校生活の様子が、わかる情報発信を継続する。	定期的に学校だよりを保護者・地域へ配布する。 定期的にHPを更新する。	保護者アンケートで「学校は、生徒の状況や学校の取組を周知している。」の肯定的回答の割合	85%
			信頼される教職員を育成する。	教職員主体の不祥事防止研修を定期的に実施する。	教職員の不祥事0を目指す。	100%

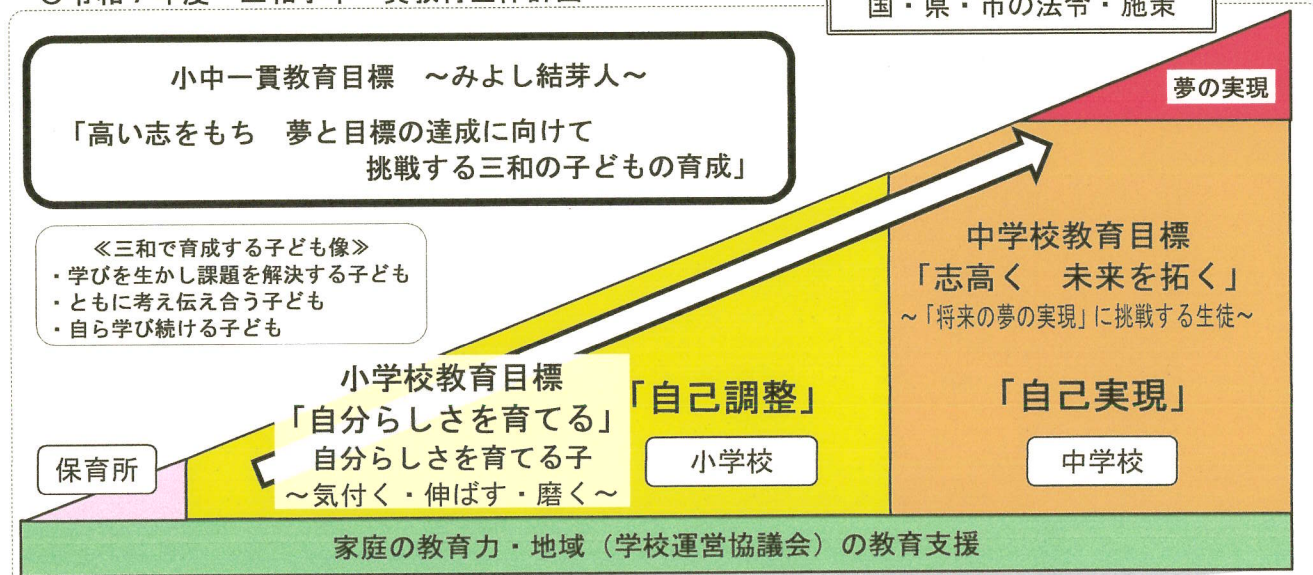
三和中学校の主体（的）の定義

- ・ 自らの意志や判断に基づいて行動し、自らの責任のもとで行動すること。
- ・ 自らの意志や判断に基づいて行動し、他の人の考えや行動に影響を与える動きをすること。

Ⅷ 学校経営構想図 1 学校経営全体構想図（1）小中一貫教育経営構想図

○令和7年度 三和小中一貫教育全体計画

国・県・市の法令・施策



三和中学校区研究主題

「ともに学び合いながら理解を深め、主体的に学ぶ子どもの姿をめざして」
～アクティビティ型授業の設定とファシリテーションを活用した指導方法の工夫を通して～
※三和中学校区ではアクティビティ型授業（A）ファシリテーション（F）を A&F と略しています。

《身につけさせたい資質・能力》

学年	小1・小2	小3・小4	小5・小6・中1	中2・中3
知識を生かし深める力	問い 物事や事象への驚きや疑問をもつことができる。	驚きや疑問をもち、理解するための知識や情報、技能等を学び取ろうとすることができる。	驚きや疑問をもち、理解するための知識や情報、技能等を自ら獲得しようとすることができる。	驚きや疑問をもち、既知の知識や情報、技能等を用いて、より深い疑問を持つことができる。
	活用 学んだことを活用して学習したり、生活に役立てたりすることができる。	概念的に形成された知識・技能を生活や学習の中で活用し、課題解決することができる。	思考・判断・表現を通じて概念的に形成された知識・技能を活用し、見通しをもって課題解決することができる。	概念的に形成された知識・技能を活用し、構想を立てて課題解決したり、評価・改善したりすることができる。
	概念的 生活や遊び、体験活動から得た知識などを生かして気付きや考えをもつことができる。	生活や遊び、学習、体験活動から得た知識などを生かして知識を形成することができる。	生活や遊び、体験活動から得た知識などを関連付けて知識を形成することができる。	学習と生活とのつながりを意識し、自らの生活を豊かにする方法を考えることができる。
共に考え伝え合う力	思考・判断 身の回りのことや体験したことから情報を集め、比較し、特徴をとらえることができる。	物事を捉える視点をもち、情報を比較・分類・関係付けながら特徴や傾向を捉え、目的に合わせて考え、判断することができる。	物事をとらえる視点をもち、目的や意図に応じて情報を比較・分類、関係付けたりしながら根拠をもって考察することができる。	情報を効果的に収集し、比較・分類、分析・解釈したりしながら、根拠をもって多面的・多角的に考察することができる。
	協働 他者の考えと自分の考えを比較しながら話し合い等を行うことができる。	他者と協力して、多様な考えを出し合い、課題解決に向けた取組を行うことができる。	他者と協力して、多様な考えを出し合い、課題解決に向けて協働的に活動することができる。	自らの意見を提案しながら他者と協力し、課題解決に向けてよりよく協働的に活動することができる。
	表現 言葉を適切に用いて、気付きや考え、よさなどを、順序を考えながら伝え合うことができる。	言葉を適切に用いて、伝える相手や目的に応じて理由や事例などを挙げながら伝え合うことができる。	相手や目的に応じて、言葉を適切に用い、事実と意見を区別し、根拠や立場を明確に表現し伝え合うことができる。	相手や目的に応じて、言葉を適切に用い、自分の解釈を加えて説明・論述し、実現性を踏まえて議論することができる。
自ら関わり学び続ける力	「めいどな」 自分から人・もの・ことと関わり合い、互いに楽しく活動しようとしている。	他者と関わり合う中で、互いの気持ちや行動を理解し、関係を深めていこうとしている。	他者と関わり合う中で、感情や行動をコントロールしながら、互いの関係を深めていこうとしている。	他者と関わり合う中で、相手や場面を考えて自らの感情や行動をコントロールしながら、互いの関係を深めようとしている。
	自己調整 学んだことのよさや楽しさ、自己の成長を感じ、さらによりよくしようとするすることができる。	学習計画を立てたり、学習内容・方法について振り返ったりしながら、自己の成長を自覚し、自らの学びを評価することができる。	見通しをもって学習計画を立て、学習内容や思考過程、学習方法の観点をもって振り返ったりしながら、学びを評価し、改善することができる。	仮説をもって学習を構想し、学習内容や過程、方法などを振り返りながら評価・改善したり、新たな問題を見出したりすることができる。
	自己実現 自分で決めたことをやり切ろうとする。	将来の夢や希望、憧れをもち、目標に向けて粘り強く取り組もうとする。	自己理解を深め、将来の夢や希望、憧れをもち、目標に向けて粘り強く取り組もうとする。	自分の適性について考え、将来の夢と関連づけ、目標に向けて、取組を継続しようとする。

《アクティビティ型授業の設定とファシリテーション（A&F）》

『アクティビティ型授業の設定とファシリテーション（A&F）を活用した指導方法の工夫を通した』
授業改善の方策について

児童生徒が体験的な活動を通して課題を見出し課題解決のプロセスを自分で進めるとともに、教師のファシリテーションにより児童生徒の意見発表・意見交流が活性化し、主体的・対話的に学ぶ児童生徒が育まれる。

【発達段階における重点事項】

- 小学校段階では「学習の見通しを立てたり、学習活動や思考のプロセス等を振り返って、客観的に意味付けたり、成果や成長を自覚したりして、自らの学習を自ら調整できる学力（自己調整力）」を育むことに重点をおく。
- 中学校段階では「他者と多様な考えを出し合い、比較、共感、選択、統合するなど、課題解決に向けて協働的な活動（協働）」を基に、「新たな知識と既存の知識や経験、他者の考えと関連付けたり、組み合わせたりして、実生活で活用される基本的な概念的知識を深く理解していく学力」を獲得し、「自分自身を理解し、将来の夢や希望、憧れをもち、目標に向けて粘り強く取り組む児童生徒（自己実現）」を育むことに重点をおく。



「アクティビティ型の授業」とは

小学校では、「アクティビティ型の授業」の設定として、児童自身が「自ら問いを創り出す」授業、「多彩な交流活動をする」授業、「価値づける」授業のこと。

また、中学校では、生徒自身が「課題を発見する」授業、「仮説を立て、自らの考えを深める」授業、「意見交流によって、考えを深化させる」授業のこと。

「ファシリテーション」とは

指導者は問いに対する答えを児童生徒同士の対話から導き、そこに至る過程において個々の考えを広げたり深めたりするために、以下に示す4つのスキルを意識しながら授業を実践していく。

【4つのファシリテーションスキル】

1. 場のデザインのスキル【共有】～場をつくり、つなげる。
○目的・目標を設定し、合意する。 ○話しやすい雰囲気を作る。 ○進め方を設定する。
2. 対人関係のスキル【発散】～受け止めて、引き出す。
○傾聴で安心感・信頼感を与える。 ○質問で意見を引き出す。
○やわらかい主張で話し合いを方向付ける。
3. 構造化のスキル【収束】～かみ合わせて、整理する。
○あいまいな主張を明確にする。 ○多彩な視点から議論する。 ○議論を描く。図解を活用する。
4. 合意形成のスキル【決定】～まとめて、分かち合う。
○対立をチャンスと捉える。 ○適切な対立解消方法を選択する。 ○言葉の奥の本音を探る。

【参考】Nits 教職員研修の手引き(2018)

《家庭と学校での教育効果を高める児童・生徒との約束》

5つの約束の徹底

- 9年間を通して、児童生徒に身に付けさせたい小中共通の学習規律の徹底を図る。
- 「全国学力・学習状況調査」の課題をもとに、家庭での生活習慣や学習習慣を身に付けさせる。

【学校での5つの約束】

- ①チャイムが鳴る前に授業の準備をして座っておく[準備をし、2分前に着席]
- ②身だしなみを整える[場に応じた清潔感ある服装]
- ③大きな声で気持ちのよいあいさつをする[立ち止まって笑顔で4秒礼]
- ④正しい姿勢で学習する[立腰で集中し、主体的に学ぶ]
- ⑤相手の話を最後まで聞く[相手の目を見て最後まで聞く]



【家庭での5つの約束】

- ①早寝・早起き・朝ごはん・あいさつの習慣をつける
- ②家庭学習を毎日する。(自主学習・読書)
- ③家庭での生活のルールを決める
- ④家族との対話を大切にする
- ⑤家族の一員として手伝いをする

【職員連携】

- 定期的な推進委員会
- 授業交流（研究授業・授業参観）
- 学力調査分析・交流

【PTA連携】

- 保護者への情報発信
- 家での5つの約束
(家でのルールを徹底する)

【地域連携】

- ゲストティーチャーを招いての地域学習
- 地域ボランティアの参加

(2) 中学校経営構想図



小中一貫教育目標 ～ みよし結芽人 ～
「高い志をもち 夢と目標の達成に向けて挑戦する三和の子どもの育成」

令和7年度 学校経営構想図 三次市立三和中学校

市の教育施策 三和中学校区

- ◆みよし学びの共創プラン（みよし結芽人育成）
- ◆小中一貫教育目標 高い志をもち 夢と目標の達成に向けて挑戦する三和の子どもの育成

国・県の教育施策

- ◆学習指導要領（主体的・対話的で深い学びの実現）
- ◆広島県「学びの変革」の深化

学校教育目標

「志高く 未来を拓く」

めざす生徒像

「将来の夢の実現」に挑戦する生徒

- 協働…ともに学び、自らの考えを伝え合う生徒
- 探求…学びを生かし、自らの課題を解決する生徒
- 持続…成果から自信をつけ、新たな課題に挑み続ける生徒

めざす教職員像

- 生徒とともに新たな課題に「挑戦」し続ける教職員
- 学校・家庭・地域の連携と協働を大切にする教職員

めざす学校像

- 様々な状況に対し、柔軟に対応し、新たな方策を見出す学校
- 「生徒の夢の実現」のため、生徒の知・徳・体を育成する学校

育てたい資質・能力

問い 活用 概念的理解
知識を生かし深める力
—知識・技能—

思考・判断 協働 表現
ともに考えを伝え合う力
—思考力・判断力・表現力等—

コミュニケーション 自己調整 自己実現
自ら関わり学び続ける力
—学びに向かう力・人間性—

重点項目

三和中学校(中学校区)
研究主題

ともに学び合いながら理解を深め、主体的に学ぶ子どもの姿をめざして
～アクティビティ型授業の設定とファシリテーションを活用した指導方法の工夫を通して～

<単元構想～授業展開の多様化>

①興味・関心、 動機付け

- アクティビティ型授業の設定
- 体験を通した学び

②基礎・基本の 定着

- 知識の習得
- 単元テスト
⇒スモール・ステップ
⇒繰り返し

③自学自習

- 図書室の活用
- タブレット教材の活用
- 単語の習得

④応用力の育成

- 特設授業
難易度の高い問題を対話型・問題解決型の授業

安全・安心で、特別支援教育の視点に立った教育環境

「学び方」の定着

基本的な生活習慣

教育活動へ支援・協力

積極的な情報発信

家庭との連携

- ◆積極的な情報発信と連携
- ◆家庭での5つの約束
- ◆保護者 MKS 活動

地域行事・伝統
行事への参加

挨拶・交通安全

地域とともに（CS3年目）

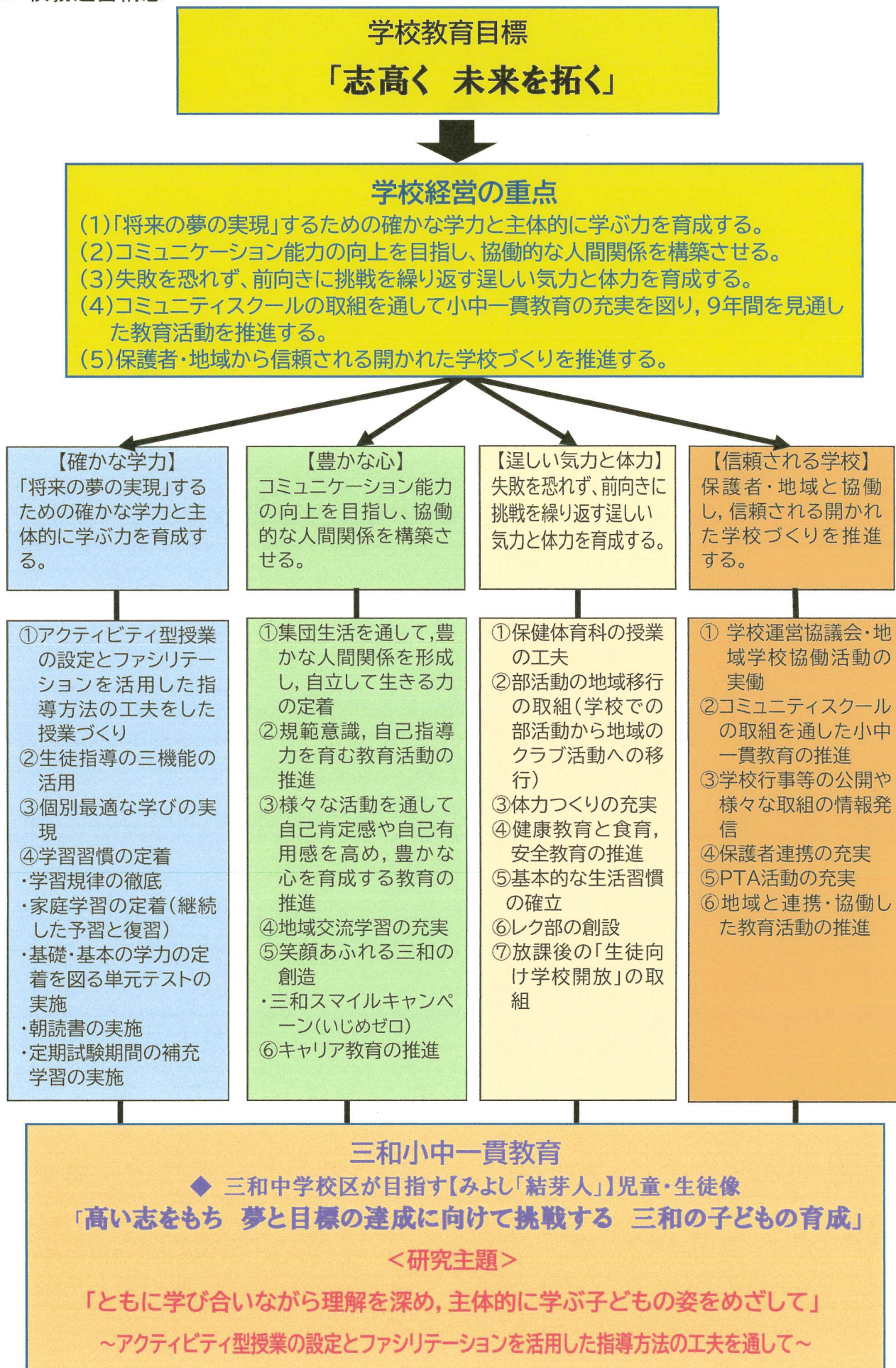
- ◆自然や伝統等の特性を生かした教育実践
- ◆出会い・体験を通した人間形成
- ◆地域資源を有効活用した授業開発・実践
- ★地域学校協働活動の充実

三和保育所



三和小学校

保護者の願い・地域の願いと支援



3 教務運営構想

学校教育目標

「志高く 未来を拓く」
～「将来の夢の実現」に挑戦する生徒の育成～

【めざす生徒像】

- 協働…ともに学び、自らの考えを伝え合う生徒
- 探究…学びを生かし、自ら課題を解決する生徒
- 持続…成果から自信をつけ、新たな課題に挑み続ける生徒

【教務運営の基本方針】

- ① 校長を中心とした学校運営体制の中で、教務に関する職務の遂行、円滑な校務運営
- ② 学校教育目標の具現化に向けて、三和中学校教育のための企画・運営
- ③ 学習指導要領に則り、授業時数を確保し、生徒に力をつける学習指導の充実
- ④ 校内の各部、委員会、小中との連携を密にし、連絡調整を図り、効率のよい校務の推進

教務運営の基本方針		
校務運営体制の確立	基礎・基本の定着と主体的に学ぶ生徒の育成	教職員研修の充実
①校務分掌のスムーズな運営 ・各校務分掌の年間計画実行への助言 ・学校教育目標達成のための教務部の役割実行 ・教務部会の内容の充実と定期的な開催、及び企画委員会との連携 ・校務分掌における各主任の企画・実施・評価の連絡調整、指導助言 ・提案文書の整理・活用 ②服務規律の徹底 ・週学習指導計画による計画実施状況の把握と助言 ・授業時数の確保と管理 ・適正な提案文書の整理と保管	①生徒主体の授業づくりの推進 ・情報活用能力の5つの学びのプロセスを位置付けた単元開発 ・ICTを活用した授業展開 ②基礎・基本の定着を図るための指導の徹底 ・各種学力調査の分析及びそれを生かした授業改善 ・個に応じた学習支援の充実 ・学力補充の充実 ・ドリル学習の充実 ・系統的なノート指導 ③家庭学習の取組 ・毎学期の家庭学習時間とメディア時間調査の実施 ・全員完全提出の取組 ④学ぶ環境づくり ・特別支援教育の視点にもとづく教室整備 ・校内掲示の充実 ⑤各種検定への取組 ・英語検定、数学検定、漢字検定への取り組み	①校内研修・授業改善の活性化 ・三和中学校版授業モデルを基盤とした授業づくり ・三和小学校との小中連携を中心とした研究推進 ・校外研修への積極的参加と研修により学んだことの還元 ・i-check, 授業アンケート等による実態把握 ②特別支援教育の充実 ・特別支援教育の指導法の研修 ・個別の支援計画に基づく個別指導の工夫 ③自己肯定感を高める実践 ・特別な教科道德の充実（発問の工夫と適切な評価） ・地域に密着した総合的な学習の時間の実践（異年齢交流と地域貢献） ・キャリア教育の充実

【三和小中一貫教育目標 ～みよし結芽人～】

「高い志をもち 夢と目標の達成に向けて挑戦する三和の子どもの育成」
～ともに学び合いながら理解を深め、主体的に学ぶ子どもの姿をめざして～

Ⅸ 経営計画

1 「教育計画」

(1) 教育課程

①年間授業時数表

【 通常学級 】

区 分		年 間 授 業 時 数			計
		第1学年	第2学年	第3学年	
教 科	国 語 〔 書写 〕	1 4 8 〔 2 0 〕	1 4 6 〔 2 0 〕	1 0 6 〔 1 0 〕	4 0 0
	社 会	1 1 1	1 1 0	1 4 1	3 6 2
	数 学	1 4 7	1 0 9	1 4 1	3 9 7
	理 科	1 1 1	1 4 6	1 4 1	3 9 8
	音 楽	4 7	3 6	3 6	1 1 9
	美 術	4 5	3 5	3 5	1 1 5
	保 健 体 育 〔 保 健 〕	1 1 0 〔 1 8 〕	1 1 0 〔 1 8 〕	1 1 1 〔 1 8 〕	3 3 1
	技術・家庭	7 4	7 3	3 6	1 8 3
	外 国 語	1 4 7	1 4 7	1 4 1	4 3 5
	特別の教科道徳	3 5	3 5	3 5	1 0 5
特 別 活 動	学級活動	3 7	3 6	3 6	1 0 9
	生徒会活動	(9)	(9)	(9)	(2 7)
	学校行事	(2 8)	(2 7)	(2 7)	(8 2)
総合的な学習の時間		5 3	7 2	7 3	1 9 8
合 計		1 0 6 5	1 0 5 5	1 0 3 2	3 1 5 2

【 特別支援学級 】

区 分		時 数（交流及び共同学習時数）	
		第 1 学年（知的）	第 2 学年（知的）
各教科等 を合わせた 指導	日常生活の指導	1 1 0	1 1 0
	生活単元学習	1 8 4	1 8 2
	作業学習	1 1 0	1 1 0
各教科	国 語	1 1 0	1 1 0
	社 会	3 7	3 6
	数 学	1 1 0	1 1 0
	理 科	3 7	3 6
	音 楽	4 7 (4 0)	3 6 (3 0)
	美 術	4 5 (4 0)	3 5 (3 0)
	保健体育	1 1 0 (8 9)	1 1 0 (8 9)
	職業家庭	0	0
	外国語	7 4	7 3
特別の教科道徳		0	0
特別活動		3 7 (2 5)	3 5 (2 5)
自立活動		0	0
総合的な学習の時間		5 3 (4 0)	7 2 (6 0)
計		1 0 6 4	1 0 5 5

時間	月	火	水	木	金
8:25～8:35	朝読書 10分	学校/生徒朝会 10分	朝読書 10分		
8:35～8:40	SHR 5分				
8:40～8:45	移動 5分				
8:45～9:35	1校時 50分				
9:35～9:45	移動・休憩 10分				
9:45～10:35	2校時 50分				
10:35～10:45	移動・休憩 10分				
10:45～11:35	3校時 50分				
11:35～11:45	移動・休憩 10分				
11:45～12:35	4校時 50分				
12:35～12:40	移動 5分				
12:40～12:50	給食準備 10分				
12:50～13:05	給食 15分				
13:05～13:25	昼休憩 20分				
13:25～14:15	5校時 50分				
14:15～14:25	移動・休憩 10分			移動5分	移動・休憩 10分
14:25～15:15	6校時 50分			掃除10分14:20～30	6校時 50分
15:15～15:20	移動 5分				
15:20～15:30	掃除 10分			SHR10分14:35～45	掃除 10分
15:30～15:35	移動 5分				
15:35～15:45	SHR 10分			委員会 20分	SHR10分
15:45～15:50	移動 5分				移動 5分
15:50～16:40	部活動 体力づくり 50分			開放なし	部活動 体力づくり 50分
16:40～17:30	学校開放 50分				学校開放 50分

③週時間割一覧表

月日	校時	1年	2年	3年	さくら1	さくら2	妹尾	成瀬	笠原	越智	松原	長谷川	櫻井	塚田	細美	松井	市元
月	1	社会	数学	国語	作業	作業	3国	1社	2数				さ1作さ2作				
	2	総合	理科	英語	総合	国語			総合	2理	さ2国		総合			3英	さ1総
	3	英語	国語	社会	日常	日常	2国	3社					さ1日さ2日			1英	
	4	数学	体育	総合	国語	体育	総合	総合	1数	総合	さ1国		2体さ2体				
	5	国語	英語	理科	生活	生活	1国			3理						2英	さ1生さ2生
	6	理科	社会	音楽	数学	数学		2社		1理	3音						さ1数さ2数
	7																
火	1	体育	国語	英語	体育	生活	2国						1体さ1体			3英	さ2生
	2	国語	数学	社会	日常	日常	1国	3社	2数				さ1日さ2日				
	3	総合	英語	理科	総合	社会		さ2社	総合	3理			総合			2英	さ1総
	4	技術	社会	数学	作業	作業		2社	3数				さ1作さ2作	1技			
	5	英語	技術	学活	生活	生活	学活	学活		学活				2技		1英	さ1生さ2生
	6	数学	理科	技家	数学	数学			1数	2理				3技家	3技家		さ1数さ2数
	7																
水	1	体育	学活	理科	体育	学活				3理	学活		1体さ1体			学活	さ2学
	2	美術	英語	数学	美術	英語			3数		さ2英	1美1美交				2英	さ1美
	3	国語	美術	英語	英語	美術	1国				さ1英	2美2美交				3英	さ2美
	4	音楽	体育	美術	音楽	体育					1音1音交	3美	2体さ2体				さ1音
	5	英語	理科	国語	日常	日常	3国			2理			さ1日さ2日			1英	
	6	数学	国語	体育	生活	生活	2国		1数				3体				さ1生さ2生
	7																
木	1	国語	理科	体育	英語	英語	1国			2理	さ1英さ2英		3体				
	2	社会	数学	国語	数学	作業	3国	1社	2数				さ2作				さ1数
	3	理科	総合	数学	社会	総合		さ1社	3数	1理	総合					総合	さ2総
	4	学活	英語	社会	学活	国語		3社	学活		さ2国		学活			2英	さ1学
	5	英語	音楽	総合	作業	音楽	総合	総合		総合	2音2音交		さ1作			1英	さ2音
	6																
	7																
金	1	数学	道徳	道徳	理科	理科	道徳		1数		道徳					道徳	さ1理さ2理
	2	家庭	体育	社会	生活	体育		3社					2体さ2体		1家		さ1生
	3	社会	家庭	理科	国語	数学		1社		3理	さ1国				2家		さ2数
	4	体育	総合	数学	体育	総合			3数		総合		1体さ1体			総合	さ2総
	5	理科	国語	体育	生活	生活	2国			1理			3体				さ1生さ2生
	6	道徳	社会	英語	国語	国語		2社	道徳		さ1国さ2国		道徳			3英	
	7																

④週時間数一覧表

教科	学年	単位	学級数	年時数 (個別)	年時数	3 妹尾 (国)	3 成瀬 (社)	1 笠原 (数)	3 越智 (理)	2 松原 (音)	長谷川 (美)	1 櫻井 (体)	塚田 (技)	細美 (家庭)	2 松井 (英)	さくら 市元 (特支)
国	1	4	1	140	4	4										
	2	4	1	140	4	4										
	3	3	1	105	3	3										
	知1	3	1	105	3					3						
	知2	3	1	105	3					3						
社	1	3	1	105	3		3									
	2	3	1	105	3		3									
	3	4	1	140	4		4									
	知1	1	1	35	1		1									
	知2	1	1	35	1		1									
数	1	4	1	140	4			4								
	2	3	1	105	3			3								
	3	4	1	140	4			4								
	知1	3	1	105	3											3
	知2	3	1	105	3											3
理	1	3	1	105	3				3							
	2	4	1	140	4				4							
	3	4	1	140	4				4							
	知1	1	1	35	1											1
	知2	1	1	35	1											1
音	1	1.3	1	45	1.3					1.3						
	2	1	1	35	1					1						
	3	1	1	35	1					1						
	知1	1.3	1	45	1.3					1.3						
	知2	1	1	35	1.0					1						
美	1	1.3	1	45	1.3						1.3					
	2	1	1	35	1						1					
	3	1	1	35	1						1					
	知1	1.3	1	45	1.3						1.3					1.3
	知2	1	1	35	1.0						1					1
保体	1	3	1	105	3							3				
	2	3	1	105	3							3				
	3	3	1	105	3							3				
	知1	3	1	105	3							3				
	知2	3	1	105	3							3				
技家	1	2	1	70	2								2	2		
	2	2	1	70	2								2	2		
	3	1	1	35	1								1	1		
英語	1	4	1	140	4										4	
	2	4	1	140	4										4	
	3	4	1	140	4										4	
	知1	2	1	70	2					2						
	知2	2	1	70	2					2						
道徳	1	1	1	35	1			1				1				
	2	1	1	35	1					1					1	
	3	1	1	35	1	1										
学	1	1	1	35	1			1				1				
	2	1	1	35	1					1					1	
	3	1	1	35	1	1	1		1							
	知1	1	1	35	1											1
	知2	1	1	35	1											1
総	1	1.4	1	50	1.4			1.4				1.4				
	2	2	1	70	2					2					2	
	3	2	1	70	2	2	2		2							
	知1	1.4	1	50	1.4											1.4
	知2	2	1	70	2.0											2
日常	知1	3	1	105	3							3				
	知2	3	1	105	3							3				
生活	知1	5	1	175	5											5
	知2	5	1	175	5											5
作業	知1	3	1	105	3							3				
	知2	3	1	105	3							3				

(2) 研究推進計画

① 研究推進計画

1 教育目標

■ 三和小・中学校一貫教育目標

「高い志をもち 夢と目標の達成に向けて挑戦する三和の子供の育成」

■ 三和中学校教育目標

「志高く 未来を拓く」～「将来の夢の実現」に挑戦する生徒の育成

■ めざす生徒像

- 協働…ともに学び、自らの考えを伝え合う生徒
- 探求…学びを生かし、自ら課題を解決する生徒
- 持続…成果から自信つけ、新たな課題に挑み続ける生徒

2 三和小中学校研究主題

「ともに学び合いながら理解を深め、主体的に学ぶ子どもの姿をめざして」

～アクティビティ型授業の設定とファシリテーションを活用した指導方法の工夫を通して～

3 三和中学校で身に付けさせたい資質・能力

知識を生かし深める力 【知識及び技能】	①驚きや疑問をもち、既知の知識や情報、技能等を用いて、より深い疑問を持つことができる。(問い) ②概念的に形成された知識・技能を生活や学習に活用し、構想を立てて課題解決したり、評価・改善したりすることができる。(活用) ③学習と生活とのつながりを意識し、現代社会のどのような場面で活用されているのかを理解し、自らの生活をさらに豊かにする方法について考えることができる。(概念的理解)
共に考え伝え合う力 【思考力、判断力、表現力等】	①物事をとらえる視点を持ち、様々な情報を適切かつ効果的に収集し、比較・分類・分析・解釈したりしながら、根拠をもって多面的・多角的に考察することができる。(思考・判断) ②自らの意見を提案しながら他者と協力し、課題解決に向けてよりよく協働活動をすることができる。(協働) ③相手や目的に応じて、言葉を適切に用い、自分の解釈を加えて説明・論述したり、妥当性や効果、実現性などを踏まえて議論や意見交換をしたりすることができる。(表現)
自ら関わり学び続ける力 【学びに向かう力、人間性等】	①他者と関わり合う中で、相手や場面を考えて自らの感情や行動をコントロールしながら、互いの関係を深めようとしている。(コミュニケーション) ②仮説や見通しをもって学習を構想し、学習内容や思考過程、学習方法などの観点をもって振り返りながら評価・改善したり、新たな問題を見出したりすることができる。(自己調整) ③自分の適性について考え、将来の夢や希望、憧れと関連づけ、目標に向けて見通しを持ち、粘り強く継続しようとしている。(自己実現)

研究の視点	概念的理解の深化	アウトプット型の活動	自己調整力の育成
児童の学び	深い学び	対話的な学び	主体的な学び
評価の観点	知識・技能	思考力・判断力・表現力等	主体的に学習に取り組む態度
評価指標	① 学びを深めていると、新たな「なぜだろう？」が生まれ、次の学習活動が楽しみです。(連続思考) ② 前に学習したことや、自分の経験、持っている知識などをつなげて考えています。(知識活用) ③ 学んだことをもとにして、作品を創ったり新たな活動を計画したりしています。(創造) ④ こういうときは、このように考えたらよいと自分なりの考えを見つけ出しています。(概念的理解) ⑤ 学んだことを、学習に必要な言葉を使ってまとめています。(言語化)	⑥ 友だちの考えと比べ合ったり、参考にし合ったりして自分たちで課題解決をしています。(協働) ⑦ わからないことを自分たちで調べたり、人に聞いたりして、必要な情報を集めています。(情報収集) ⑧ わからないことがあるときに、友だちに聞き合ったり助け合ったりしています。(援助希求) ⑨ 学んだことを文や絵・図表などを使ってまとめたり作品にしたりして伝えています。(創作表現) ⑩ 自分の考えを相手にわかりやすく伝えるように表現を工夫しています。(相手意識)	⑪ 「なぜだろう？」と思ったことをもとに自分たちの学習課題をつくっています。(課題発見) ⑫ 学習課題について、自分なりの結果を予想しています。(見通し) ⑬ どのようにして学習を進めたらよいか学習の仕方を考えています。(学習方略) ⑭ 自分の学習の仕方を振り返り、改善点を見つけて次の学習に生かしています。(自己調整) ⑮ 学んだことを、自分の生活や自分の将来に役立てています。(活用)
取り組みたい学習活動 [アクティビティ]	① 操作活動，体験活動，言語活動，探究活動などを中心とした学習活動 ② 問いとアウトプットのある単元計画（課題発見・解決学習） ③ 実社会や実生活に関連させたり，疑問や気づき，必然性を持たせたりするなど，問いをもとにした課題設定 ④ 地域の学習素材（人，自然，社会，歴史，文化）を活用し，自分や地域の将来を構想する活動 ⑤ 一人一人に応じて，指導方法・教材等を提供したり（指導の個別化），活動や課題に取り組む機会を提供したり（学習の個性化）する個別最適な学び		
高めたい指導方法 [ファシリテーション]	① 思考を見取り，知識や情報・経験などを結びつけさせ，理解を深めさせる手立て（概念的理解） ② 「ひと・もの・こと」との対話を通して，考えをつなぎ，交流させる手立て（ファシリテート，ペア・グループ活動） ③ ホワイトボードやタブレット，付箋紙，思考ツールなどを活用しながら思考スキルを身に付けさせる手立て ④ 学習活動や思考のプロセス等を振り返らせ，次の学びにつなげさせる手立て（自己調整力） ⑤ 評価によって指導を改善し，次の指導に生かす手立て（指導と評価の一体化）		

② 年間研修計画

1	4月4日	小中合同研①	研究の方向性の確認
2	4月17日	校内研①	動画視聴（「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた一人1台端末の活用等に係る研修）
3	6月3日	小中合同研②	研究授業（小学校） 熊本大学大学院教育学研究科特任教授 前田康裕 様
4	8月6日	小中合同研③	研究主題の理論研修，学力調査の分析 I-check 分析，生徒指導上の課題への取組
5	9月下旬ごろ	校内研②	校内研究授業（2年目研：英語）
6	10月16日	小中合同研④	研究授業（小学校） 熊本大学大学院教育学研究科特任教授 前田康裕 様
7	1月28日	小中合同研⑤	研究授業（小学校） 熊本大学大学院教育学研究科特任教授 前田康裕 様
8	3月23日	小中合同研⑥	1年間のまとめ

令和7年度3学期

- 18 -

2 学校運営計画

(1) 校務運営規程等

①三次市立三和中学校校務運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、法令・条例・規則に定めるもののほか、三次市立三和中学校の校務を円滑かつ適正に運営するために、「三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則」（以下、「管理規則」という。）第37条に基づいて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で「職員」とは、本校に勤務する広島県教育委員会の任命に係る校長・教頭・事務長・教諭・養護教諭・事務職員等をいう。

(校長)

第3条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(教頭)

第4条 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。
2 教頭は、校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長が欠けたときは校長の職務を行う。

(事務長)

第5条 事務長は、学校経営に関し校長を補佐し、校長の命を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。

第2章 企画委員会

(企画委員会)

第6条 校長は、学校経営管理に関し、審議調整を行い、もって校務運営の円滑化及び効率化を図るため、企画委員会を設置する。
2 企画委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。
3 校長は、企画委員会を招集し、これを主宰する。司会は教頭又は教務主任、記録は司会が指名する。
4 企画委員会は、次の事項について協議する。
(1) 校長が認める事項
(2) 緊急を要する事項
5 校長は、必要と認めるときには関係者の出席を求め、報告を受けまたは意見聴取を行う。
6 前各項に定めるもののほか、企画委員会の組織及び運営について必要な事項は校長が別に定める。

第3章 職員会議

(職員会議)

第7条 校長は、その校務運営に関する意思決定の補助を行わせるために、職員をもって構成する職員会議を設置する。
2 校長は、職員会議を招集し、主宰する。司会者及び記録者は、企画委員会構成員の中から校長が指名する。

- 3 職員会議で取り上げる事項については、原則として企画委員会を経て、校長が決定する。
- 4 会議録には次の事項を記録する。
 - (1) 会議実施の年月日及び時間
 - (2) 議題及びその内容
 - (3) 連絡及び協議事項
 - (4) その他必要事項及び記録者名
- 5 会議録は校長が確認し、教頭が保管する。
- 6 前各項に定めるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は校長が別に定める。

第4章 校務運営に関する事項

(校務分掌組織)

第8条 校長は、その権限に属する事務を分掌させるため、管理規則第31条に基づき、校務分掌組織を定める。

- 2 校長は、前項の校務分掌組織及び分掌を定めるにあたっては、法令・条例及び規則等に従う。
- 3 校務の分掌に関する組織は、次のとおりとする。
 - (1) 部 総務部、教務部、生徒指導部、進路指導部
 - (2) 学年会 第1学年、第2学年、第3学年
 - (3) 委員会 特別支援教育校内委員会、学校衛生委員会、学校保健委員会、「体罰、セクシュアルハラスメント、パワー・ハラスメント、障害を理由とする差別相談窓口」、不祥事防止委員会、学校関係者評価委員会、いじめ防止委員会、小中一貫教育推進委員会、スポーツフェスティバル実行委員会、文化フェスティバル実行委員会

(校務分掌組織図)

第9条 校務分掌に関する組織図は、校長が別に定める。

(部及び学年会)

第10条 校長は、校長の職務の円滑な執行を補助させるため、部及び学年会を置く。

- 2 部（総務部を除く）に主任等を置く。主任等は、所掌事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 3 各部及び各学年会の協議事項は、校長に報告し、承認を得る。

(主任等)

第11条 校長の校務及び各部等の円滑な運営を図るため、管理規則第32条に基づき、次の主任等を置く。

- (1) 教務主任
 - (2) 保健主事
 - (3) 生徒指導主事
 - (4) 進路指導主事
 - (5) 道德教育推進教師
 - (6) 研究主任
 - (7) 特別支援教育コーディネーター
 - (8) 小中一貫教育推進教員
- 2 主任等は、担当組織の会議を招集し、主宰する。
- 3 主任等の命免は校長が行う。
- 4 第10条に規定する各部の部長は、第1項に規定する主任等をもってこれに充てる。
- 5 校長は、第1項の主任等のほか、必要があるときは、校務を分担する主任等を置くことができ

る。

6 主任等の役割及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案、その他の教務に関する事項について職員間の連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (2) 保健主事は、校長の監督を受け、保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (3) 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (4) 進路指導主事は、校長の監督を受け、キャリア教育や職業選択及びその他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (5) 道徳教育推進教師は、校長の監督を受け、道徳教育の推進に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (6) 研究主任は、校長の監督を受け、研究計画の立案その他の研究に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (7) 特別支援教育コーディネーターは、校長の監督を受け、特別支援教育の推進に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- (8) 小中一貫教育推進教員は、校長の監督を受け、小中一貫教育の推進に関する事項について、関係機関及び校内の連絡調整及び指導、助言に当たる。

(委員会等)

第12条 校長は、法令等に定めがあるもののほか、学校における専門的事項を調査・審議し、もって学校運営の円滑な実施に資するため、必要に応じて委員会等を設置する。

2 前項の委員会等は次のとおりである。

- (1) 学校運営協議会
- (2) 学校関係者評価委員会〔(1) 学校運営協議会が兼ねる〕
- (3) 特別支援教育校内委員会
- (4) 学校衛生委員会
- (5) 体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、障害を理由とする差別相談窓口
- (6) 不祥事防止委員会
- (7) 学校保健委員会
- (8) いじめ防止委員会
- (9) 小中一貫教育推進委員会
- (10) 調査書作成委員会
- (11) スポーツフェスティバル実行委員会
- (12) 文化フェスティバル実行委員会

3 校長は、必要に応じて前項以外の委員会等を設置することができる。

(学校運営協議会)

第13条 市教育委員会規則第7号及び市教育委員会告示第2号に基づき、その目的を達成するため、学校運営協議会を設置する。

(学校関係者評価委員会)

第14条 管理規則第3条の2に基づき、その目的を達成するため、学校関係者評価委員会を設置する。

2 学校関係者評価委員会の構成及び運営について必要な事項は、校長が別に定める。

(特別支援教育校内委員会)

- 第15条 特別支援教育の推進に当たり、生徒の実態把握及び指導・支援のあり方等について審議をすることにより、特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育校内委員会を設置する。
- 2 特別支援教育校内委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(学校衛生委員会)

- 第16条 三次市立学校職員衛生管理要綱第8条に基づき、その目的を達成するため、学校衛生委員会を設置する。
- 2 学校衛生委員会は、主任安全衛生管理者、保健管理医、衛生推進者、本校職員で衛生に関する経験者2名をもって構成する。

(「体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、障害を理由とする差別相談窓口」)

- 第17条 生徒が安心して学校生活をおくるとともに、職員が職務に専念できる良好な勤務環境を確保するため、「体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、障害を理由とする差別相談窓口」(以下、「セクハラ・パワハラ・障害者差別相談窓口」という。)を設置する。
- 2 体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、障害を理由とする差別相談窓口は、管理職を含む複数の職員が担当するとともに、男性職員及び女性職員で構成するものとする。

(不祥事防止委員会)

- 第18条 職員が高い倫理観や規範意識の維持向上を図り、学校として不祥事を起こさない体制を確立するため、不祥事防止委員会を設置する。
- 2 不祥事防止委員会は、管理職を含む複数の職員によって構成する。

(学校保健委員会)

- 第19条 児童(生徒)の心身の健康を守り、安全・安心を確保するため、学校保健委員会を設置する。
- 2 学校保健委員会の構成及び運営について必要な事項は、校長が別に定める。

(いじめ防止対策委員会)

- 第20条 いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を、組織的・実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。
- 2 いじめ防止対策委員会の構成及び運営について必要な事項及び学校いじめ防止基本方針は、校長が別に定める。

(小中一貫教育推進委員会)

- 第21条 義務教育9年間における児童生徒の学習及び生活に係る指導体制の連携を図り、円滑な教育活動を推進するため、小中一貫教育推進委員会を設置する。
- 2 小中一貫教育推進委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、研究主任、小中一貫教育推進教員、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(調査書作成委員会)

- 第22条 「広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、学校教育法施行規則第78条の規定による志願者の調査書の作成にあたって、調査書作成委員会を設置する。
- 2 調査書作成委員会は、校長、教頭、教務主任、進路指導主事、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(スポーツフェスティバル実行委員会)

第23条 学校行事の中の健康安全・体育的行事である運動会のねらいを達成させるため、スポーツフェスティバル実行委員会を設置する。

- 2 スポーツフェスティバル委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒会担当、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(文化フェスティバル実行委員会)

第24条 学校行事の中の文化的行事である文化祭のねらいを達成させるため、文化フェスティバル実行委員会を設置する。

- 2 文化フェスティバル実行委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒会担当、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

第5章 職員の勤務に関する事項

(勤務時間)

第25条 校長は、管理規則第36条に基づき、職員の勤務時間の割り振りに関して次のとおり定める。(非常勤講師は除く)

【通常勤務日】

○通常勤務

8:15	12:35	13:20	16:45
	休		

○早出勤務

7:55	12:35	13:20	16:25
	休		

【長期休業中】

○通常勤務

8:15	12:15	13:00	16:45
	休		

○早出勤務

7:55	12:15	13:00	16:25
	休		

第6章 施設・設備の管理

(警備防火の計画及び分担)

第26条 警備及び防火の計画並びに責任分担は校長が定める。

(施設・設備の管理)

第27条 前条に定めるもののほか、学校の施設・設備の管理について必要な事項については、校長が別に定める。

第7章 雑則

(規程の改正)

規程の改正は、必要に応じて校長が行う。

(その他)

この規程に定めるもののほか、三次市立三和中学校の校務運営に必要な事項は、校長が別に定めることができる。

附則	規程は、平成15年4月 1日から施行する。
	平成18年4月 1日一部改正
	平成19年4月 1日一部改正
	平成20年4月 1日一部改正
	平成21年4月16日一部改正
	平成22年4月 1日一部改正
	平成24年5月24日一部改正
	平成26年4月 1日一部改正
	平成27年4月 1日一部改正
	平成28年8月 1日一部改正
	平成29年4月 1日一部改正
	平成30年4月 1日一部改正
	令和 2年4月 1日一部改正
	令和 4年4月 1日一部改正
	令和 5年4月 1日一部改正

②企画委員会運営細則

第1条 この細則は、三次市立三和中学校校務運営規程（以下「校務運営規程」という。）第6条6項に基づき、企画委員会（以下「本委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

第2条 本委員会は、校長の意思決定にあたっての補助機関であり、学校運営全般にわたる校長の意思決定の補助を行う。

第3条 本委員会は、毎週開催することを原則とするが、必要に応じて随時これを開催することができる。

第4条 本委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 学校ビジョン・教育目標の設定
- (2) 職員の構成に関する事項
- (3) 校務運営組織・職員の分掌に関する事項
- (4) 教育計画・学校行事に関する事項
- (5) 職員会議の議事に関する事項
- (6) 学校評価に関する事項
- (7) 施設設備の充実に係る事項
- (8) 緊急を要する事項
- (9) その他校長が必要と認める事項

第5条 本委員会は、学校評価委員会を兼ねる。

第6条 本委員会には、司会者及び記録者を置く。

2 司会は教頭又は教務主任、記録は司会が指名する。

3 記録者は、会議録に次の事項を記録する。

- (1) 司会者、記録者及び出席者名
- (2) 開催年月日、時刻及び開催場所
- (3) 議事及び審議内容
- (4) その他必要な事項

4 会議録には、審議資料等を添付する。

第7条 本委員会の会議録は、校長の決裁後、教頭において保管する。

附 則 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

平成16年4月1日一部改正

平成18年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

③職員会議運営細則

- 第1条 この細則は、三次市立三和中学校校務運営規程第5条4項に基づき、職員会議の組織及び運営について必要な事項を定める。
- 第2条 職員会議は、校長の職務の円滑な執行を助ける補助機関である。
- 第3条 職員会議は、常勤（必要に応じて非常勤を含む）の職員をもって構成する。
- 第4条 職員会議は、必要に応じて開催することができる。
- 第5条 議題は、校長が提出するもの、企画委員会の審議を経たもの、部会・学年会・各種推進委員会等での協議を経たもの及びその他で、教頭を通して事前に校長の承認を得たものとする。
- 2 提出資料等は、事前に教頭に提出する。
- 第6条 職員会議には、司会者及び記録者を置く。
- 2 司会者及び記録者は、企画委員会構成員の中から校長が指名する。
- 3 記録者は、会議録に次の事項を記録する。
- (1) 司会者、記録者名
 - (2) 開催年月日、時刻及び開催場所
 - (3) 議題及び協議内容
 - (4) 連絡及び報告と確認事項
 - (5) その他必要な事項
- 4 職員会議録には、提出資料等を添付する。
- 第7条 職員会議録は、校長の決裁後、教頭において保管する。
- 附 則 この細則は、平成15年4月1日から施行する。
平成16年4月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正

④三次市学校運営協議会設置規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めることにより、三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び中学校区の校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等が学校運営に適切に参画することを促進し、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第2条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管する中学校区ごとに協議会を置くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校運営に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校と保護者、地域住民等との連携による教育の充実に関すること。
- (4) その他対象学校の校長が必要と認めること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に沿って学校運営を行うこととする。

(意見の申出)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関することについて、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項に関して別に定める規定により、教育委員会を経由し、広島県教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第5条 協議会は、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の推進等のための情報提供)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次の各号に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。
 - (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する、児童、生徒の保護者等の理解を深めること。
 - (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第7条 協議会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、対象学校の校長のほか、次の号に掲げる者のうちから対象学校の校長が推薦し、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 対象学校の校区内の地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他、教育委員会が適当と認める者

3 委員の辞任等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第9条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第7条第3項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第10条 委員の報酬は、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年三次市条例第66号）別表第1に掲げる額とする。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第13条 協議会は、公開とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正運営を確保するための必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第8条の規定に反した場合

(3) その他、解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほかに、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行日前においても、必要な準備行為を行うことができる。

(最初の会議の特例)

3 協議会を設置した後、最初に開催される会議は、第12条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(経過措置)

4 当分の間、この規則の規定にかかわらず、三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第13号）の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、なおその効力を有する。

⑤三次市学校運営協議会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、三次市学校運営協議会設置規則（令和3年三次市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）に基づき、中学校区ごとに設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等について、必要な事項を定める。

(意見の申出)

第2条 規則第4条に規定する意見の申出は、学校運営協議会意見申出書（様式第1号）により行うものとする。

2 規則第4条第2項に規定する意見の申出は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 規則第1条に定める目的を踏まえた一般的な意見とすること。
- (2) 学校運営方針の実現に資する建設的な意見とすること。
- (3) 学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見とすること。
- (4) 個人を特定しての意見でないこと。

(委員の推薦)

第3条 規則第7条第2項の規定による推薦は、学校運営協議会委員推薦書（様式第2号）によるものとする。

(報酬の支給方法等)

第4条 委員の報酬は、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年三次市条例第66号。以下「条例」という。）第2条第2項の規定により、その全額を3月上旬に支給するものとする。

- 2 広島県及び三次市常勤の特別職又は一般職の職員（県費及び市費負担教職員を含む。）が委員を兼ねる場合には、報酬は支給しないことを通例とする。
- 3 規則第7条第3項の規定による補欠の委員の報酬及び規則第16条第1項の規定により解任した委員の報酬は、条例第3条第1項の規定により、月割をもって支給する。

(会長及び副会長の選出の制限)

第5条 協議会を設置する学校区の管理職及び教職員は、協議会の会長（以下「会長」という。）及び副会長となることができない。

(会議)

第6条 協議会は、会議資料を作成するなど円満な会議の運営に努めるものとする。

- 2 協議会は、会議の終了後に議事の概要を記載した書類を作成する。

(会議の周知等)

- 第7条 会長は、協議会の会議の開催日について、学校のホームページへの掲載等の方法により周知に努める。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 規則第13条第1項ただし書に定める特別の事情は、会議の内容が個人のプライバシーに関する情報等を取り扱う場合とする。
- 3 会長は、学校のホームページに議事の概要等協議の結果に関する情報を掲載するよう努めるものとする。

(庶務)

- 第8条 協議会の庶務は、協議会を設置する学校区ごとに別に定める。

(その他)

- 第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

⑥学校関係者評価委員会運営細則

(目的)

第1条 学校教育法第42条及び第49条、学校教育法施行規則第66条、第67条、第68条及び第79条に基づき、学校関係者評価委員会を設置し、本校教育に関する評価を得て、教育活動その他学校運営の発展・向上に資する。また、委員の連携及び協力により、保護者・地域の本校に対する理解・支援を拡充する。

(評価活動)

第2条 学校の自己評価をもとに、学校関係者評価委員会において、教育活動その他の学校運営に関する評価を行うものとする。評価は年度において中間評価と最終評価とする。

2 その評価結果は、本校の校長に示し助言する。校長は、年度末に三次市教育委員会に報告する。

3 評価結果の公表は、校長が必要に応じて実施する。

(構成員)

第3条 学校運営協議会の委員が兼ねる。

(組織・運営)

第4条 制度等の追加・変更に応じて適宜改正を行う。

(事務局)

第5条 会を円滑に運営するために事務局を設置する。

2 事務局員数は、必要に応じて委員長が定める。事務局長は、本校の教務主任をもってあてる。

(評価記録)

第6条 評価記録は、委員長決裁後、校長が定められた年限保管する。

附 則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

⑦事務取扱及び決裁規程

(目 的)

第1条 この規程は、三次市立三和中学校において、学校職員の発行する諸文書等の作成と送配布、実施等の文書起案から決裁に至る必要な手続きを定める。但し、既に別に公的機関（広島県教育委員会、三次市教育委員会等）で定められている手続きについては除くものとする。

(定 義)

第2条 この規程で決裁を受けるべき事案を記載した文書を「起案文書」という。

第3条 この規程で「起案文書」で決裁を受けたものを「決裁文書」という。

(対 象)

第4条 この規程に該当する文書は、学校職員（会計年度任用職員を含む）が対外的に発行する文書（報告、申請、通知、案内、各種通信等）、並びに校内で作成する学校経営や校務運営に必要な文書（企画書、行事要項、定期試験問題文書、会計等）を対象とする。

第5条 この規程に該当する文書として特に明記する必要がある文書については、別途に定める。

(方 法)

第6条 この規程による文書決裁は起案方式とする。起案は内容によって正式起案と略式起案を使い分けることができる。正式起案は修学旅行や校外学習等多額の金銭を伴う事項に関して、3社以上の見積を取って起案を行うものとする。その他の文書については余白起案による略式起案を認める。

第7条 起案は校務分掌による担当者が行い、必要があれば関係者の稟議を経たのちに教頭を経て校長が決する。決裁文書は目的に応じて速やかに処理し、適切に保管する。

第8条 起案文書には、起案・決裁・施行の日付を明記する。職印の必要な場合は起案欄に明記する。

(決 裁)

第9条 決裁は、内容により次に示すものとする。

(1) 提案文書・報告文書・配付文書・届出文書

起案者 → 係員(各部の主任) → 教務主任 → 教頭 → 校長決裁

(2) 出張計画書・復命書

出張者 → 教頭 → 校長決裁

(3) 定期試験問題

起案者 → 教務主任(教務部) → 教頭 → 校長決裁

(4) 会計

起案者 → 事務 → 教頭 → 校長決裁

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成19年4月1日一部改正

平成20年7月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和 2年4月1日一部改正

令和 5年4月1日一部改正

⑧学校諸費会計取扱規程

(目的)

- 1 この規程は、三次市立学校諸費会計等取扱要綱に基づき、学校諸費会計等の適正な執行及び管理を図るために校内における取扱いを定める。

(定義)

- 2 諸費会計とは、「学年会計」とし、又これに順ずるものとして「特別支援会計」・「PTA 会計」・「給食会計」等とする。

(集金方法)

- 3 集金は原則として毎月 1 回、口座振替で徴収する。8 月には徴収は行わない。

(事務処理体制)

- 4 校長は、すべての諸費会計全般についてつかさどり、職員を監督する。
- 5 点検者は原則として事務職員とする。但し、会計担当者が事務職員の場合は、事務職員以外の者とする。
- 6 監査は、学校職員以外の者が行う。

(諸会計の管理)

- 7 諸費会計に係る金銭は、原則として所定の口座に入金し通帳で管理する。口座は別表のとおりとする。
- 8 口座に係る金融機関への届出印は校長が管理し、通帳は事務職員が保管、管理する。

(収支手続)

9 収入

- ① 会計担当職員（以下「会計担当者」という。）は、諸費会計等を徴収した際は、「収入調書」（別紙様式第 1 号）を作成する。
- ② 教頭及び事務職員は、前項書類を確認する。
- ③ 校長は、前項書類を確認し決裁する。
- ④ 会計担当者は、入金処理を行い出納簿へ記帳する。

10 支出

- ① 会計担当者は、業者の請求等に基づき「支出調書」（別紙様式第 2 号）を作成する。
- ② 教頭及び事務職員は、前項書類を確認する。
- ③ 校長は、前項書類を確認し決裁し、払出用紙に押印する。
- ④ 会計担当者は、支出処理後速やかに支払い出納簿に記帳する。
- ⑤ 領収書は、会計担当者が支出調書に添付し整理保管する。

11 点検

- ① 会計担当者は、学校諸費会計等収支状況確認表に毎月出納簿、証拠書類（収入調書・支出調書）及び月末までに記帳を済ませた通帳を添えて点検者に提出する。
- ② 点検者は、出納簿等の点検を行い適正に処理されていると認められた場合は、教頭・校長の順に回覧し確認を受ける。（校長の確認は、翌月の 10 日までに行うものとする。）

(監査)

- 12 監査は、毎年 1 回以上実施するものとする。

(事務引継)

- 13 会計担当者が異動した場合は、事務引継ぎを行い引継目録を校長に提出する。

(保護者への通知)

- 1 4 集金日の前には、各諸費の集金金額とその内容等を保護者に通知する。
- 1 5 各年度末には当該学年に係る収支会計報告を文書で保護者に通知する。
- 1 6 年度末には、監査報告を行う。

(保存)

- 1 7 関連する書類、通帳、出納簿等は全て5年間保存する。

附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

平成19年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

令和 5年4月1日一部改正

⑨学校衛生委員会設置要綱

(設置)

第1条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び三次市立学校職員管理要綱（平成20年教育委員会訓示第4号。以下「要綱」という。）の趣旨に沿い、職員の健康の保持増進を図るため三次市立三和中学校衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員の構成)

第2条 委員会の委員は、要綱第8条第3項及び第4項に基づき、次の者をもって構成する。

- (1) 主任安全衛生管理者
- (2) 保健管理医
- (3) 衛生管理者（又は「衛生推進者」）
- (4) 職員のうち衛生に関して経験を有する者のうちから所属長が指名するもの2名

2 第1項第4号に掲げる委員の任期は1年とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、主任安全衛生管理者が必要があると認めるとき、又は委員の3分の1以上の請求があったときに開催する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、議長（主任安全衛生管理者）が招集する。

(定足数)

第5条 委員会は、過半数の委員が出席しなければ開催することができない。

(表決)

第6条 議事は、出席委員の総意に基づいて決める。

(関係職員の出席)

第7条 主任安全衛生管理者又は委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求めることができる。

(記録簿)

第8条 委員会の議事の概要については職員に周知させなければならない。

2 委員会の重要な議事については、議事録を作成し、3年間保存しなければならない。

3 議事録中、衛生管理上重要な事項については、教育長へ報告し、意見を述べるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の記録等の庶務は、委員会で定めるところにより処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

⑩「体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、障害を理由とする差別相談窓口」設置要綱

(相談窓口の設置と目的)

- 第1条 学校教育法第11条、及び広島県教育委員会教育長からの「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口設置等について」(平成21年3月27日通知)、「職場等における性的な言動に起因する問題の防止等について」(平成11年6月17日広島県教育委員会教育長通知)、「三次市セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」(平成16年4月1日訓令第24号)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月1日施行)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する三次市教育関係職員対応要領について」(平成28年8月1日通知)の趣旨に沿い、体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、障害を理由とする差別の防止を図るため三次市立三和中学校「体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、障害を理由とする差別相談窓口」以下「相談窓口」という。)を置く。
- 2 教職員及び児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、障害を理由とする差別に関する相談を受け付け、体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、障害を理由とする差別の未然防止及び早期の適切な対応を行うことを目的とする。

(委員の構成)

- 第2条 相談窓口は、管理職を含む複数の男性及び女性教職員とし、校長が指名する。

(報告)

- 第3条 相談窓口の構成員は、相談があったときは直ちに校長に報告する。

(相談窓口会議の招集)

- 第4条 校長は、体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、障害を理由とする差別等に係る相談の報告を受けた場合、相談窓口の構成員を招集し、対応について協議することができる。

(スクールカウンセラーの活用)

- 第5条 校長は、必要があると認めるときは、スクールカウンセラーからの意見及びカウンセリングを求めることができる。

(記録等)

- 第6条 相談窓口によせられた相談内容は記録に残し、3年間保存しなければならない。
- 2 報告を受けた校長は必要に応じ、三次市教育委員会に報告する。

(プライバシーの保護)

- 第7条 相談窓口は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、関係者が不利益な取扱いを受けないよう留意しなければならない。

(雑則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、相談窓口の運営について必要な事項は、校長が定める。

附 則 この要綱は、平成21年4月16日から施行する。

平成27年4月 1日一部改正

平成28年8月 1日一部改正

⑪不祥事防止委員会設置要綱

(目的)

第1条 「教職員の自律を補強し、組織体として、不祥事を起こさない体制を整える。」「教職員自らが互いの変化を意識し、周囲も気づく環境をつくるとともに、機動的に対応する。」「教職員の言動の小さな変化が生徒への被害につながることを防止するとともに、生徒の悩み等について、生徒や保護者等が、率直に相談できる体制を築く。」ことを目的に、三次市立三和中学校不祥事防止委員会を設置する。また、不祥事防止対策に直接係る取組みにとどまらず、管理職以外の教職員が、学校の課題を主体的に捉え、教職員同士が相互に資質向上を図る取組みにつなげていくボトムアップ型の取組を進める。

(委員の構成)

第2条 本委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事及び体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、障害を理由とする差別相談窓口担当者をもって構成する。委員長は、校長が務める。

(委員会の招集)

第3条 校長は、各学期に2回及び委員会の招集が必要であると認めたとき、不祥事防止委員会の構成員を招集し、不祥事の防止に資する協議を行う。

(内容)

第4条 本委員会では、不祥事防止に係る取組みについて協議する。また、研修プログラムを企画し、不祥事防止運動などを実施する等、教職員相互による不祥事防止チェックを進める。

(記録等)

第5条 不祥事防止委員会の議題等は記録に残し、3年間保存しなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、不祥事防止委員会の運営について必要な事項は、校長が定める。

附 則 この要綱は、平成22年1月31日から施行する。
 平成27年4月 1日一部改正

⑫情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、三次市立三和中学校が保有する情報を記録した文書及び電子データ等を適正管理し、生徒及びその家族、職員に関する個人情報保護することを目的とする。また、個人所有の情報機器の使用について規定する。

(情報管理者)

第2条 情報管理者は校長とし、校長の指示により教頭及び教務主任が校内全体の情報管理の任にあたる。

(職員の責務)

第3条 職員は、自らが担当する職務に関する情報及びそれを記録した文書及び電子データ等の取扱について、細心の注意を払い、本規程を遵守しなければならない。

(秘密を守る義務)

第4条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。(地方公務員法第34条)

(対象となる文書及び電子データ)

第5条 個人情報を記録した文書及び電子データとは、公簿やそれに準ずる諸表簿等及び三次市教育情報 LAN サーバーに存する三和中学校共有フォルダ内の電子データである。

(文書及び電子データ、業務で得た情報(画像等を含む)の持ち出し禁止)

- 第6条 個人情報を記録した文書及び電子データは、校外に持ち出すことを禁じる。また、業務で得た情報(画像等を含む)を無許可で持ち出すことを禁止する。
- 2 やむを得ず情報を校外に持ち出す場合は校長の許可を得ること。個人情報にあたるかどうか判断に迷う場合は、必ず、校長もしくは教頭の判断を仰ぐこと。
 - 3 やむを得ず持ち出した場合には、情報漏洩が無いよう十分管理すること。また、業務上の目的のみの使用に限定し、私的な利用等は禁止する。
 - 4 学校内外で生徒の動画や写真を撮影する場合は管理者の許可を得て行うこと。

(文書及び電子データの廃棄)

第7条 文書及び電子データは、必要保存年限が過ぎたもの、生徒が卒業すると同時に必要のないものは、速やかに廃棄する。特に、電子データでは、第三者がデータ復元できぬよう最善の措置を講ずること。

(情報流出等の時の連絡・報告)

第8条 何らかの行為により、校内から個人情報の流出が察知された場合は、被害を最小限に食い止めるため、速やかに情報管理者に連絡・報告する。また、許可を得て校外に情報を持ち出した際に、情報機器の紛失・盗難、ウイルス感染等の緊急の場合は、同様に、速やかに情報管理者に報告する。

(市貸与のパソコン管理)

- 第9条 市貸与の個人用パソコンのデータ管理は、使用者が責任をもって管理する。
- 2 個人情報等に関するデータは、使用目的が果たされた後、速やかに消去する。
 - 3 終業後は、ロッカー等に保管し、机上に放置してはならない。

(システム構成等の変更)

- 第10条 パソコンの障害やウイルス感染を防止するため、標準アプリケーション以外のソフトウェア、自作プログラム等のダウンロード及びインストールはしない。
- 2 パソコンにおける環境設定の変更はしない。

(メール)

- 第11条 法令または公序良俗に反する情報の発信または受信を行わない。
- 2 第三者に発信してはならない情報は送信しない。
- 3 メールマガジン等、インターネットを経由して付与されたメールアドレスを登録しない。

(インターネット)

- 第12条 インターネットの閲覧は、業務上必要な利用にかぎる。
- 2 入手した情報の利用にあたっては、著作権の保護に留意する。

(学習指導等におけるパソコンの使用)

- 第13条 学習指導等におけるパソコンの使用は、指導者がいる場合にのみ認める。
- 2 生徒に対する使用上の注意事項、情報モラルの指導を徹底するとともに、生徒の行動を監視し、外部への情報漏えい及びネットワーク接続上の事故を未然に防止する。

(公文書の管理について)

- 第14条 指導要録等の書き込みは学校の職員室とし、校外への持ち出しは厳禁とする。
- 2 個人情報に関わる公文書帳簿等は金庫並びに所定の場所に保管する。
- 3 公文書の保管年限を厳守し、保管期限を切れた公文書は細かく裁断するものとする。
- 4 金庫の管理は校長とする。
- 5 金庫の施錠の開閉は管理職とする。

(情報開示について)

- 第15条 情報について開示請求された場合は、校長或いは教育委員会の判断により情報公開の有無を決定する。
- 2 情報の公開にあたっては、本人並びに保護者の同意を得るものとする。
- 3 情報の非開示の基準を次の4点とする。
- (1) 法令で非公開とされている情報
 - (2) 個人のプライバシーにかかる情報
 - (3) 学校の適正な運営上、著しい支障を生じるおそれのある情報
 - (4) 上記以外に校長或いは教育委員会が判断した情報
- 4 上記2の項に該当しないと判断された資料(教職員が職務上作成した文書、生徒作品、写真、ビデオテープ等)を公開できるものとする。

(個人所有の情報機器の校内持ち込み及び業務使用について)

- 第16条 個人所有の情報機器の校内に持ち込む行為は原則これを禁止する。個人所有の情報機器の持ち込みが、校務を遂行する上で止むを得ない場合は、管理者の許可を受けて、校内に持ち込み、これを使用することができるものとする。その使用については、「個人所有の情報機器の業務利用に関する利用規程」において別に定める。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

 平成25年2月25日規程の一部改正。

 令和 4年9月29日規程の一部改正

⑬個人所有の情報機器の業務利用に関する利用規程

(目的)

第1条 本利用規程は、三次市立三和中学校における個人所有の情報機器の業務への利用について定めるものである。個人所有の情報機器を業務に利用する者は、事前の登録、報告への回答、個人情報保護やウイルス感染の防止等、情報セキュリティを保持するために本利用規程を遵守しなければならない。

(利用規程が定める個人所有の情報機器)

第2条 本利用規程が定める業務に利用できる個人所有の情報機器は以下である。なお、他の情報機器については、原則、業務の利用を許可しない。ここに規定されていない機器についてはその都度協議する

- 個人所有のコンピュータ、タブレット
- デジタルカメラ
- 外部記憶媒体（USBメモリ等）

業務への利用を許可しない個人所有の情報機器（例）

- スマートフォン
- ウェブカメラ

(管理者)

第3条 学校における個人所有の情報機器の業務利用に係る管理責任者（以下「管理者」という）は、校長とする。

(管理者の権限)

第4条 管理者は、教職員等に対し、本利用規程を遵守させなければならない。管理者は、本利用規程を遵守しない者に対し、個人所有の情報機器の使用停止もしくは、使用を制限する権限を有する。

(個人情報の保護)

第5条 個人情報の保護及びその取扱いに当たっては、三次市個人情報保護条例及び関連するガイドライン等を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの保持)

第6条 個人所有の情報機器の使用者（以下「使用者」という）は、情報機器の正常な動作を維持し、個人情報の漏洩を防ぐために、以下の項目を遵守しなければならない。

1 (登録)

個人所有の情報機器を業務使用する教職員は、「個人所有の情報機器の業務利用に関する誓約書」に署名し、管理者に提出するとともに、使用者は、事前に個人所有の情報機器を登録し、変更の際には届出を行うものとする。

2 (緊急時の対応)

使用者は、個人所有の情報機器の紛失、盗難、ウイルス感染等の緊急時の場合、直ちに管理者に報告し、指示を仰ぐこととする。

3 (監視への同意)

使用者は、管理者の監視に対して同意をし、求められた場合は直ちにデータを公開することとする。

4（校内での使用）

- （１）校内ＬＡＮへの接続は行わないこと。
- （２）個人所有の情報機器からのデータ等のコピー・移動は、ウイルス検査を実施してから行うこと。
- （３）ファイル交換ソフトがインストールされた情報機器を持ち込まないこと。
- （４）最新版のセキュリティソフトでの全件検索を随時実施されていない情報機器を持ち込まないこと。

5（使用者のデータの保存）

使用者は、作成したデータを保存する場合、ファイルサーバーに保存しなければならない。ただし、重要な個人情報や重要なデータは、必要に応じ、外部記憶媒体（ＵＳＢメモリ等）に保存し、金庫等に保管する等、適切な措置を講じることとする。

6（セキュリティの保持及びウイルス検査の実施義務）

個人所有の情報機器のＯＳ・アプリは、最新の状態に保ち、データをサーバーに複製する際には、当該データについてウイルス検査を実施するなど、安全を確保しなければならない。

7（個人情報の持ち出し禁止）

以下に示す個人情報は、漏洩しないように万全の注意を払い、個人所有の情報機器へ保存する行為や校外への持ち出し行為を禁止する。

- （１）生徒、保護者または教職員に関する守秘義務を要する情報
- （２）生徒、保護者の住所や電話番号等、連絡先に関する情報
- （３）保護者と本校との連絡内容に関する情報
- （４）生徒の学習履歴や成績、生活履歴や健康診断等に関する情報
- （５）業務の過程で入手した生徒、保護者に関する一切の情報
- （６）以上のほか、本校が特に秘密保持の対象として指定する情報

8（データ複製の際の留意事項）

持ち出し禁止個人情報以外のデータ（個人情報の含まれていない学習指導案、行事計画、学級通信、一般的な画像等）に関してはそれを複製し、自宅のＰＣで更新することができる。ただし、以下の項目に留意することとする。

- （１）データはパスワードでロックし、外部記憶媒体（ＵＳＢメモリ等）を通して複製すること。
- （２）データを外部記憶媒体で持ち運ぶ際は、常に身に付け、盗難や紛失しないよう十分な管理を行うこと。
- （３）データを保存した外部記憶媒体を廃棄するときは物理的に破壊するか、専用のソフトを用いてデータを完全に削除すること。
- （４）自宅でデータを使用する場合は、複製したデータがインターネット等を通して漏洩することがないよう、自宅のＰＣ等のセキュリティを教職員用ＰＣと同等以上に保持すること。ファイル交換ソフトがインストールされているＰＣや最新版のセキュリティソフトでの全件検索を随時実施されていないＰＣ等での使用は禁止すること。
- （５）自宅でデータを更新した場合は、データは必ず外部記憶媒体にパスワードでロックして保存し、自宅のコンピュータ等に保存しないこと。

附 則 この規程は、令和４年９月２９日から施行する。

⑭学校保健委員会設置要綱

(設置)

第1条 学校保健安全法（平成20年6月施行）や平成20年1月文部科学省中央審議会答申「子どもの心身の健康を守り，安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」の趣旨に沿い，生徒の健康の保持増進を図るために三次市立三和中学校保健委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会の委員は，次のものを持って構成する。

- (1) 管理職（委員長は校長とする）
- (2) 学校医
- (3) 養護教諭
- (4) 保健主事
- (5) PTA 代表

(委員会の開催)

第3条 委員会は，年2回とし，委員長が必要があると認めるとき，または委員の3分の2以上の請求があったとき随時開催する。

(委員会の運営)

第4条 委員会は副委員長（教頭）が司会をし，保健主事が運営遂行する。

- 2 協議題は保健主事が中心になって，あらかじめ選定し，事前に資料等の用意をしておく。
- 3 議題は，報告と協議で，報告は保健主事，養護教諭が主として行う。

第5条 委員会は，委員長が招集する。

(定足数)

第6条 委員会は，過半数の委員が出席しなければ開催する事ができない。

(表決)

第7条 議事は，出席委員の総意に基づいて決める。

(関係職員の出席)

第8条 委員長または委員会は，必要があると認めるときは，議事に関係ある者の出席を求める事ができる。

(記録等)

第9条 委員会の議事の概要については職員，保護者，（必要に応じて児童全員）に報告し，共通理解を深めるとともに，実践化を図る。

- 2 委員会の重要な議事については，議事録を作成し，3年間保存しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の記録等の庶務は，委員会で定めるところにより処理するものとする。

(プライバシーの保護)

第11条 委員会で知りえた情報については，プライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し，関係者が不利益な扱いを受けないように留意しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営について必要な事項は，委員会が定める。

附 則 この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

⑮いじめ防止委員会設置要綱

(目的)

第1条 いじめの防止等について、校長が別に定めた「三和中学校いじめ防止等に係る基本方針」に基づきいじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、生徒が安心して学べる学校づくりを推進する。

(委員の構成)

第2条 委員長を校長とし、副委員長を教頭とする。

生徒指導主事、養護教諭を委員とする。

校長は、必要に応じて本校の教職員及び心理、福祉等の専門家その他関係者を本委員会に加えることができる。

(組織図)

第3条 本委員会の校内での位置づけを別途定める。

(会議)

第4条 校長は、このいじめ防止委員会を主宰し、会議を招集する。

(委員会の役割)

第5条 (1) 基本方針に基づく取組の実施に係る年間計画を生徒指導部に作成させるとともに、その実施について統括する。

(2) 生徒指導部の作成した年間計画について検証し、必要があれば修正する。

(3) いじめの相談・通報の窓口を設置する。

(4) いじめの疑いに関する情報や児童生徒のいじめに関する問題行動などに係る情報を生徒指導部に収集及び記録させ、その情報の共有を統括する。

(5) いじめの疑いに関する情報があつた時には、教職員間でいじめの情報を迅速に共有するとともに、生徒指導部に関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針を検討と保護者との連携を行わせ、その対応を統括する。

(6) 重大な事態が発生した場合、この委員会が中核となってプロジェクトチームを編成する。

(7) 重大な事態が発生し学校がその調査を行う場合は、教育委員会と連携して当該事案の性質に応じた適切な専門家を加える。

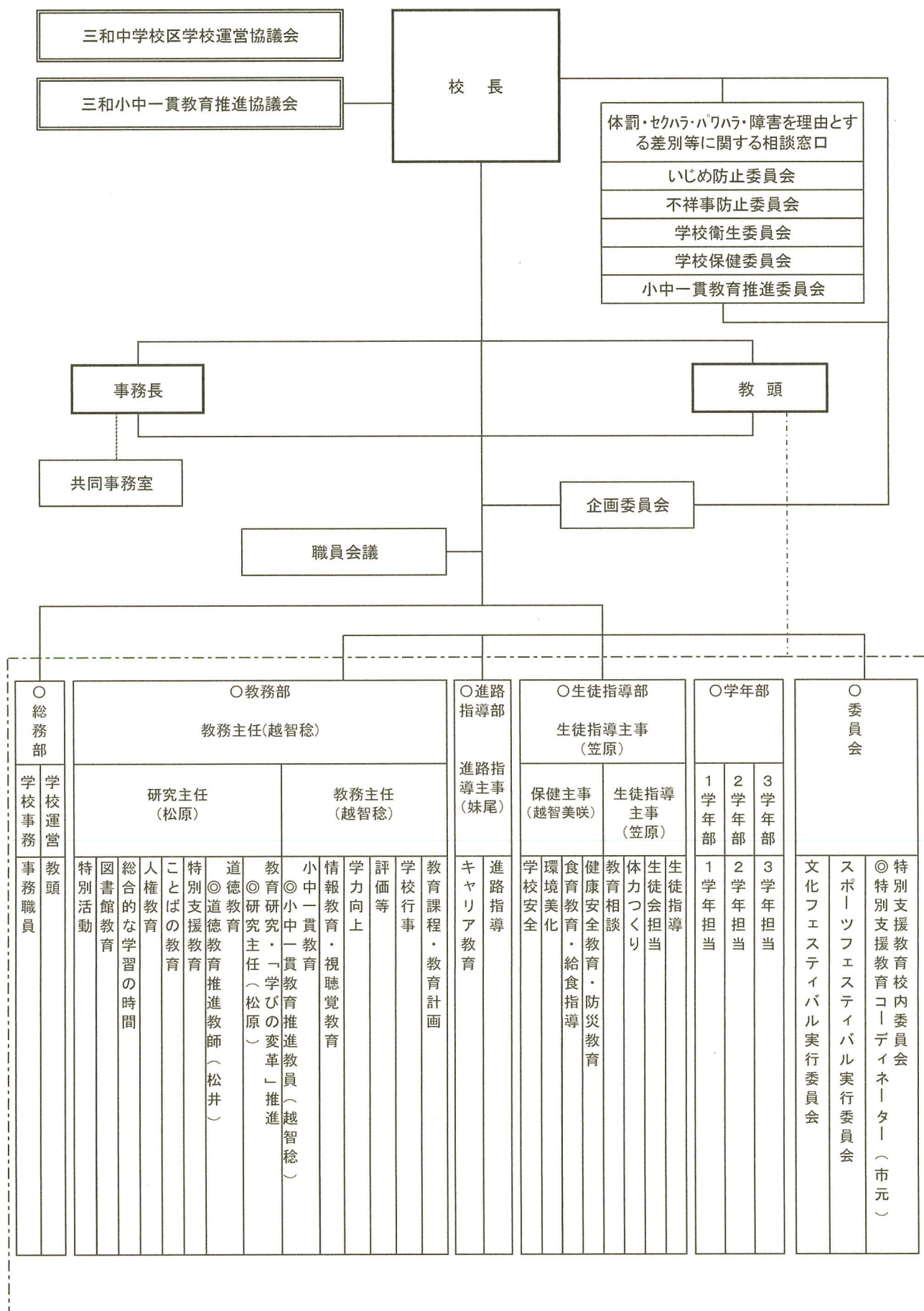
(8) その他、いじめの防止対策にかかる組織的な取組みを行う。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。

附 則 この要綱は、平成25年8月29日から施行する。
平成26年2月5日一部改

(2)-1 校務運営組織図



(2)-2 校務分掌表

担当

総務部	総務 (繁藤)	○ 各種調査事務	繁藤・明賀
		○ 転入転出事務	繁藤・明賀
		○ 教科書事務	明賀
		○ 各種証明事務	明賀
		○ 学校予算執行	繁藤・明賀
		○ 学校備品整理	繁藤・明賀
		○ 出張・年休等各種届整理	明賀
		○ 給与・旅費事務	明賀
		○ 公文書整理	明賀
		○ 集金事務	明賀
		○ その他総務・庶務等関係業務	繁藤・明賀
教務部	教務主任 (越智稔)	○ 儀式・諸行事	越智稔
		○ 年間行事計画	
		○ 教育計画・学校運営計画・教育課程編成	
		○ 教科等年間指導計画・年間授業計画	
		○ 教育課程の運営・管理	
		○ 出席簿・週案・指導記録等の点検・管理	
		○ 成績・学習指導要録	
		○ 評価・学校評価	
		○ 学力補充計画	
		○ 小中一貫教育推進	
		○ 視聴覚教育・情報教育・ホームページ	
		○ その他教務関連業務	
	研究主任 (松原)	○ 教育研究推進計画・校内研修計画	松原
		○ 指導方法等の工夫改善	
		○ 授業づくりの推進	
		○ 道徳教育の推進	松井
		○ 図書館教育推進計画	妹尾
		○ 特別活動全体計画・推進計画	成瀬
		○ 人権教育全体計画・推進計画	櫻井
		○ 食育推進全体計画・年間計画	越智美
		○ 福祉教育・環境教育	
		○ 国際理解教育	松井
		○ ことばの教育全体計画・推進計画	妹尾
		○ 特別支援教育の推進	市元
進路指導部	進路指導主事	○ 進路指導（指導計画・進路学習資料）	妹尾
		○ キャリア教育全体計画・推進計画	松原
		○ 総合的な学習の時間全体計画・推進計画	松井・松原
		○ 職場体験学習	妹尾
		○ 中高連携	
生徒指導部	生徒指導主事 (笠原)	○ その他進路関係業務	笠原
		○ 校内外生活指導	
		○ 校外行事立案・運営	
		○ 生徒会行事	笠原・松原
		○ 生徒会指導計画・運営	
		○ 教育相談・不登校対策	笠原・越智美
		○ 生徒指導研修計画	
		○ 危機管理・対応	笠原
		○ あいさつ運動	
		○ 地域連携・ボランティア活動	
		○ 交通安全指導計画・運営	
	保健主事 (越智美咲)	○ 学校行事指導計画・運営	越智美
		○ 学校安全指導計画・運営	
		○ 環境美化指導計画・運営	
		○ 給食指導計画・運営	
		○ 食育推進リーダー	
		○ 健康安全教育	
		○ 体力づくり推進リーダー	
学年会	○ 1学年会 ○ 2学年会 ○ 3学年会	◎櫻井・笠原・市元・越智美【会計：越智美】	◎松井・松原・市元【会計：松原】 ◎妹尾・越智稔・成瀬【会計：成瀬】
委員会	○ 特別支援教育校内委員会 ○ スポーツフェスティバル実行委員会 ○ 文化フェスティバル実行委員会	山岡・繁藤・市元・笠原	山岡・繁藤・◎櫻井・越智稔・笠原・松原 山岡・繁藤・越智稔・笠原・◎妹尾・松原
対外関係	○ 三次市教育研究協議会委員 ○ 三次市中学校体育連盟 ○ 学校警察連絡会		越智稔
			櫻井

(3) 三和中学校不祥事根絶のための行動計画

三和小中学校服務宣言 ～教育の原点～



子どもたちは、私たちの姿を見て育ちます

使命 私たちは、子どもたちを守り、育てます。

遵法 私たちは、法令を遵守します。

公正 私たちは、不祥事を許しません。

公開 私たちは、地域に開かれた学校にします。

三次市立三和中学校
作成責任者 山岡 修一

三和中学校不祥事根絶のための行動計画

	教職員の規範意識の確立	学校組織としての 不祥事防止体制の確立	相談体制の充実
本校の課題	○「自分事」としての捉えがまだ十分でない。 ○情報管理の基本となる整理・整頓・清掃が十分でない。	○教職員個人の力量に依存しがちである。	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント・パワーハラスメント・障害を理由とする差別相談窓口」を保護者に周知しているが、十分認知されていない。
行動目標	○服務研修の方法や内容等を見直し、より体験的な研修を実施する。 ○整理・整頓・清掃の徹底を図り、個人情報紛失・漏洩を許さない風土を醸成する。	○「挑戦・笑顔・貢献 ～チーム三和で前進～」をスクールモットーとして取り組む。 ○教職員同士のコミュニケーションを促進し、組織で職務を遂行する。	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント・パワーハラスメント・障害を理由とする差別相談窓口」の周知を繰り返し行う。 ○相談しやすい体制等の環境を整える。
取組内容	○服務研修や不祥事防止に係るアンケート調査を行い、研修の方法や内容等を改善する。 ○不祥事根絶の取組は、生徒を守り、教職員自身を守ることである。このことを再確認し、共通認識を高める研修を実施する。	○主任・主事を中心に、学年会や各委員会等で仕事の進捗状況を確認し、業務の分業を図り、特定の者に負担がかからない組織をつくる。	○学校だより等で保護者に周知するとともに、校舎内全ての教室にポスターを掲示し、担当の教職員を明示する。 ○学期末懇談会において、相談窓口の案内プリントを配付するとともに、保護者から体罰、セクハラ等について聴取する。
点検方法・時期	○服務研修時に確認票を用いて、研修内容を振り返る。 ○毎職朝時に整理・整頓・清掃の相互チェックを行う。	○月に1回、不祥事防止委員会で情報交換を行い、状況を把握する。 ○記者発表資料等を活用して、服務管理の厳正確保を図る。	○学期末に生徒、保護者及び本校教職員を対象にアンケートを実施する。 ○学期末懇談会における保護者からの聴取記録を作成する。

令和7年度 「教職員による不祥事の根絶」 職員研修計画

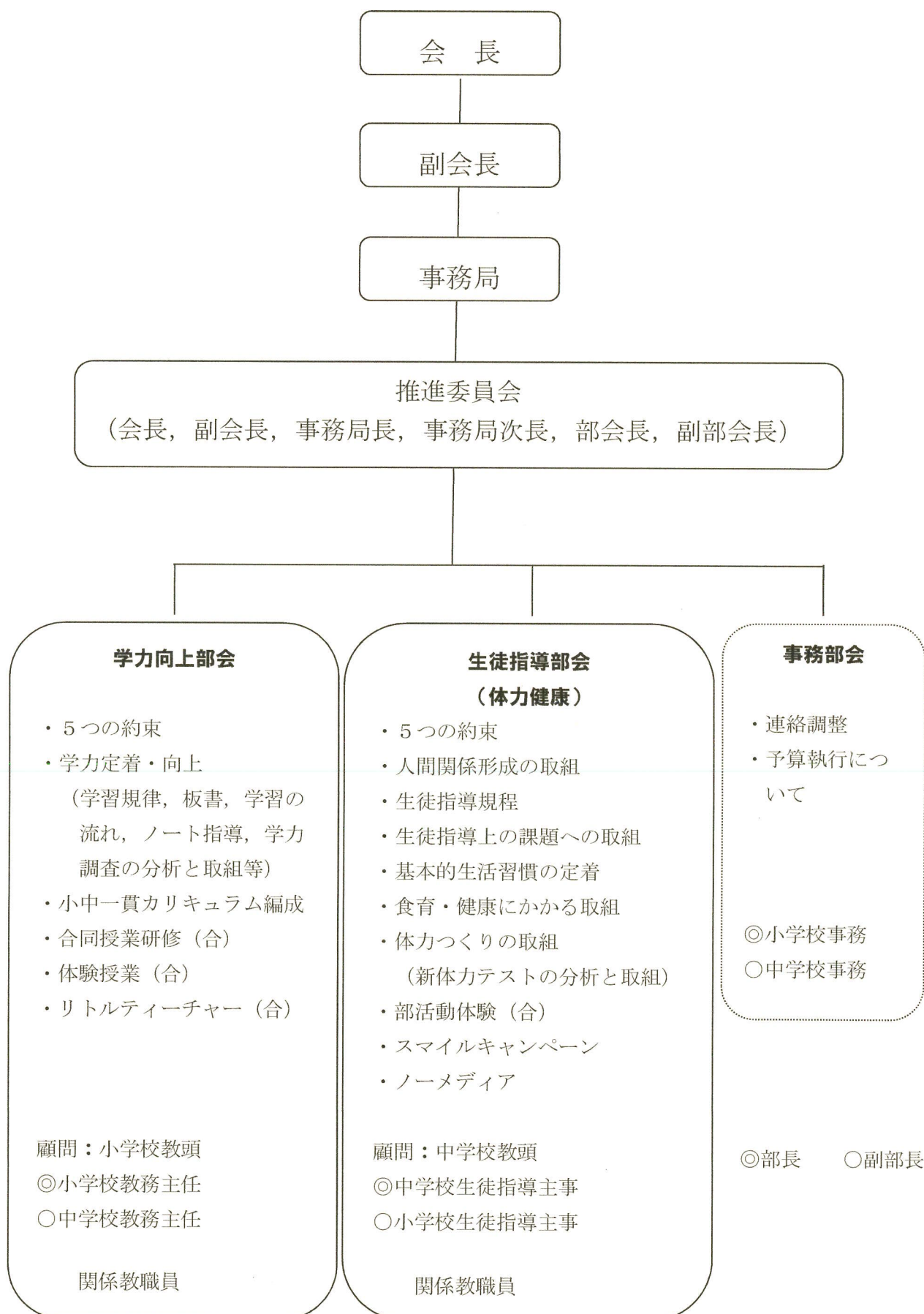
三次市立三和中学校

月	研修内容	研修形態
4月	◇不祥事防止委員会 ○交通事故防止 資料：「交通事故を起こしてしまった時の対応マニュアル」 「自家用車等使用時における道交法違反、交通事故等に係る報告について」 ○飲酒運転の防止 資料「教職員による不祥事の根絶」等 ○生徒との携帯電話やメールのやり取りの禁止について 資料「三次市教育委員会通知文」	① 講話 ② グループ討議 ※担当；管理職
5月	◇不祥事防止委員会 ○体罰禁止 資料「教職員による不祥事の根絶」	ロールプレイ 意見交流 ※担当；3学年会
6月	◇不祥事防止委員会 ○セクシュアル・ハラスメント等防止 資料：「教職員による不祥事根絶」 (セクシュアル・ハラスメント等防止) ○教職員アンケート (セクシャル・ハラスメント, パワー・ハラスメント)	講話 ロールプレイ ※担当；2学年会
7月	◇不祥事防止委員会 ○個人情報漏えい・紛失防止 資料：自作資料	演習，講話 ※担当；1学年会 *アンケート結果公表
8月	◇不祥事防止委員会 ○接遇・著作権 資料：自作資料	ロールプレイ 意見交流，講話 ※担当；管理職
9月	◇不祥事防止委員会 ○教育公務員としての服務 資料：関係法令	演習 意見交流，講話 ※担当；3学年会
10月	◇不祥事防止委員会 ○学校生活における「ヒヤリ・ハット」について 資料：アンケート結果等	グループ協議 意見交流 ※担当；2学年会
11月	◇不祥事防止委員会 ○パワー・ハラスメント防止 資料：「教職員による不祥事根絶」 (パワー・ハラスメント防止) ○教職員アンケート (セクシャル・ハラスメント, パワー・ハラスメント)	グループ協議 意見交流 ※担当；1学年会
12月	◇不祥事防止委員会 ○飲酒運転防止 資料：「教職員による不祥事の根絶」	講話 意見交流 ※担当；2学年会
1月	◇不祥事防止委員会 ○体罰禁止 資料「教職員による不祥事の根絶」 事例研修 ～関係法令演習～	ロールプレイ 意見交流 ※担当；1学年会
2月	◇不祥事防止委員会 ○学校生活における「ヒヤリ・ハット」について 資料：生活アンケート結果等 ○教職員アンケート (セクシャル・ハラスメント, パワー・ハラスメント)	グループ協議 意見交流 ※担当；管理職
3月	◇不祥事防止委員会 ○1年間の振り返り 資料：アンケート結果等	グループ協議 講話 ※担当；管理職

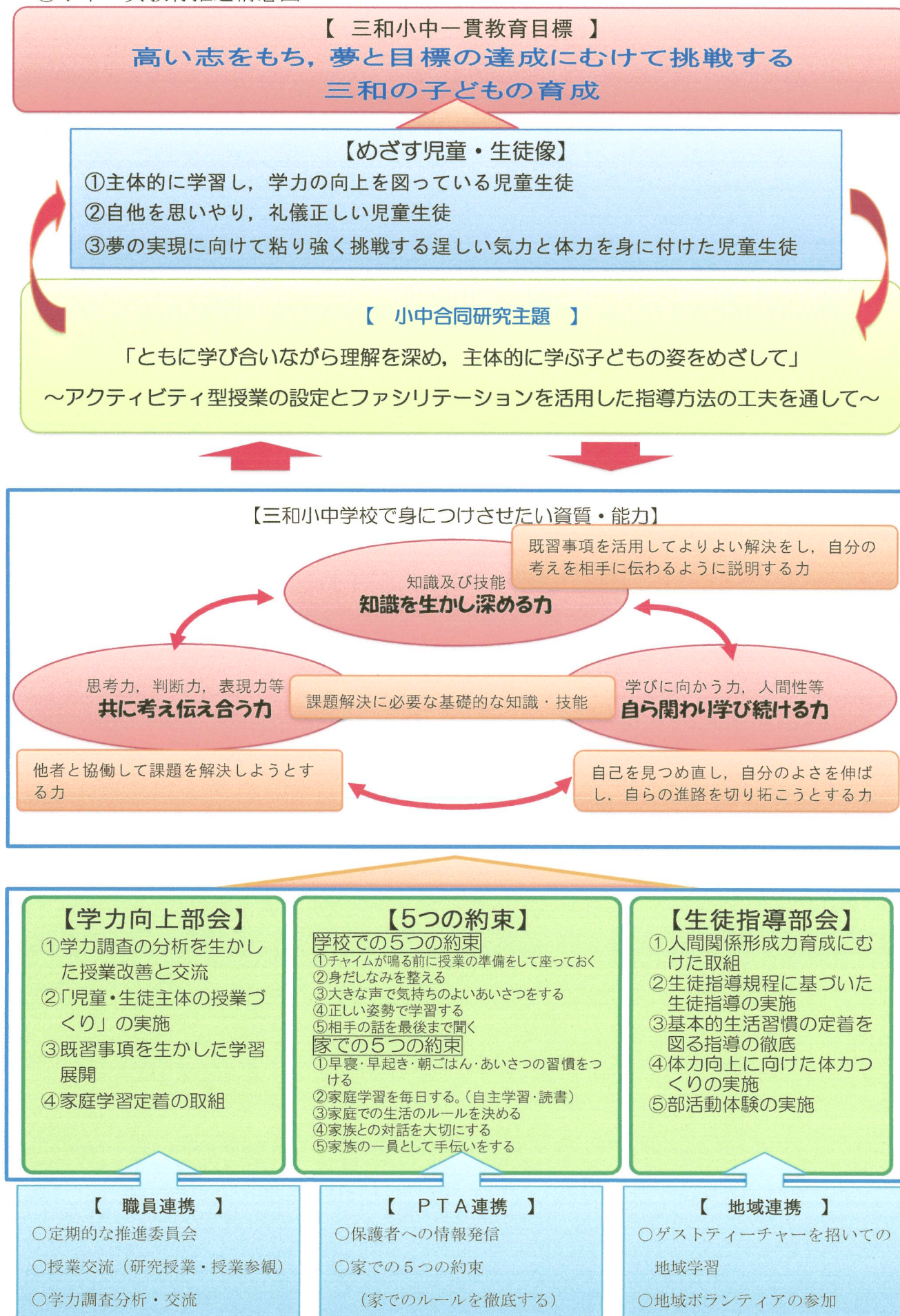
* 社会情勢をみて、随時タイムリーな事案研修を行う。

(4) 小中一貫教育推進

① 小中一貫教育推進組織図



②小中一貫教育推進構想図



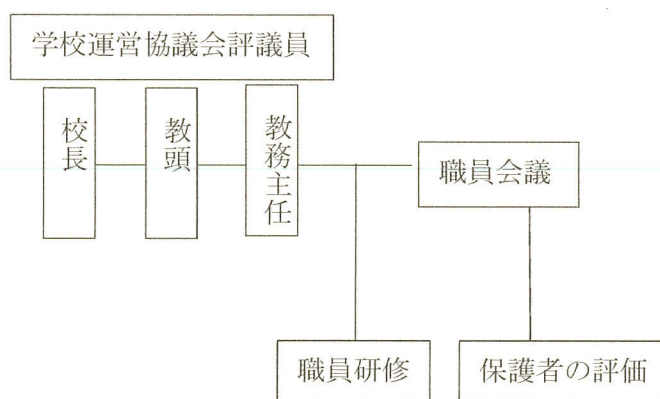
(5) 開かれた学校づくりの工夫計画

① 学校評価の実施計画

ねらい	○教育活動その他の学校運営について、具体的な目標を設定し、その達成状況を整理して取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に改善する。 ○自己評価及び学校運営協議会の実施と結果の説明・公表により、保護者、地域から教育活動その他の学校運営に対する理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを進める。
進め方	○学校運営協議会を設け、自己評価活動を推進するとともに改善策を検討する。 ○既存の分掌を十分活用して全教職員で評価し、改善を図っていく。 ○学校運営協議会を設置し、より客観的な評価を得る。 ○評価結果及び改善策について、保護者、地域住民等に対して、広く公表する。
対象	○生徒の姿から見た教育目標の実現状況 ○指導目標に照らした生徒の学習状況 ○教育課程の実施状況 ○指導の状況 ○教育課程の実施を支える諸条件

期	月	自己評価活動	外部評価等
前期	4月	・評価項目の決定（自己評価表）	・学校運営協議会委員や保護者への説明 ・学校運営協議会委員からの意見聴取 ・保護者への説明 ・学校運営協議会委員による評価
	5月	・学校運営協議会	
	9月	・学校評価アンケートの実施（保護者・生徒）	
	10月	・中間評価及び改善策の検討と実施 ・学校運営協議会 ・改善策の検討	
後期	2月	・学校評価アンケートの実施（保護者・生徒） ・中間評価及び改善策の検討と実施 ・学校運営協議会	・学校運営協議会委員の意見聴取 ・学校運営協議会委員による評価 ・保護者への説明
	3月	・次年度の教育計画の作成 ・次年度の評価計画の検討	

② 学校評価の推進計画・組織図



③ 学校運営協議会委員の活用計画

区 分	内 容
1 学校運営協議会委員に求める意見内容	○ 基礎・基本の定着状況について ○ 学習状況の評価について ○ 学校自己評価について ○ 生徒指導上の諸課題について ○ 地域と学校の関わりや役割について ○ 緊急の教育課題について
2 学校運営協議会委員の活動内容	○ 学校運営協議会委員の参加・・・・・・・・・・（年3回） ○ 公開授業の参観【授業公開】・・・・・・・・・・（10月18日） ○ 学校行事の参観【小中合同スポーツフェスティバル・文化フェスティバル等】・・（その他適宜）

④ 学校自己評価表

◆経営理念

【教育目標】 「志高く 未来を拓く」

【ミッション】 本校は、生徒が「学校が『夢を叶える学力をもった生徒の育成をめざす』、『三和の自然や伝統などの特性を活かした教育を推進する』、『仲間との出会い、体験を通じた人間形成をおこなう』場となること」を使命とする。

なお、学校は「地域を知り、地域と繋がる生徒と教職員」を育成する。この成果から「地域の活性化に貢献し続けること」を存在意義とする。

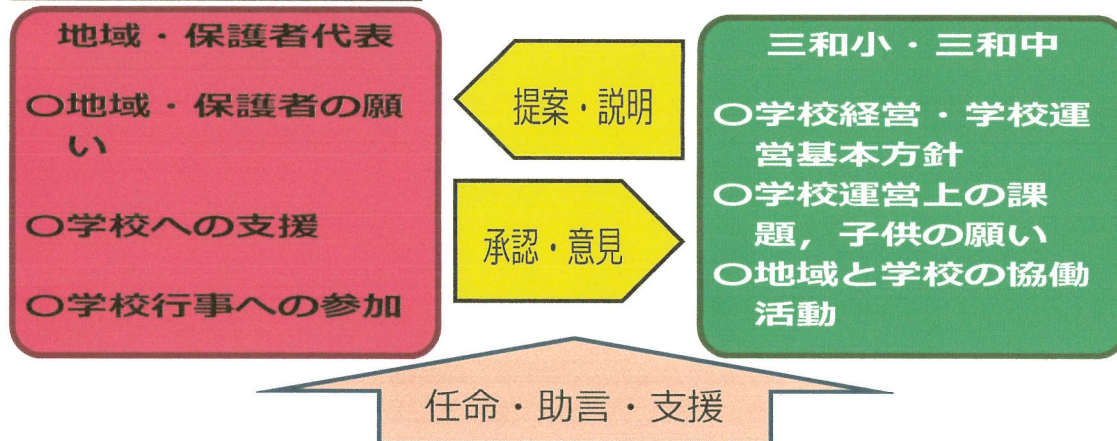
【ビジョン】

- 三和小・中学校で9年間を通して形成する資質・能力と重点
 - ・知識を生かし深める力（知識・技能） <概念的理解>
 - ・ともに考え、伝え合う力（思考力・判断力・表現力等） <表現力>
 - ・自ら関わり、学び続ける力（学びに向かう力・人間性等） <自己実現・道徳性>
- 努力点
 - ・学校は、生徒が自己調整力を発揮し、主体的・対話的で深い学びを通して基礎的・基本的な学力を身に付けるように学習環境を創意工夫する。
 - ・学校は、生徒が「安全・安心」に過ごせる場、自他を大切にして学び合う場になるように、特別支援教育の視点に立った教育環境づくりに努める。
 - ・学校は、生徒の豊かな表現力と良好な人間関係づくりを体得する場となるよう努める。
 - ・学校は、生徒の「将来の夢、自己実現」のため、「知・徳・体」と道徳性を会得する場となるよう努める。
 - ・学校は、CSの取組を通して小中一貫教育の充実を図り、学校運営協議会と連携して9年間を見通した教育活動を推進し、地域とともにある学校づくりに努める。
 - ・学校は、保護者・地域から信頼される「開かれた学校づくり」に努める。

	担当	中期経営目標	短期経営目標	目標達成のための方策	評価指標	目標値
確かな学力の育成	教務部・研究部	主体的で協働的な授業の設定	主体的な学びをすすめる授業を創る。	単元ごとに生徒が主体的な学びが実践できる単元構成となるように努める。	生徒アンケートで「授業は、主体的に取り組んでいます。」の肯定的回答の割合。	80%
			対話を通して、考えを深める授業を通して学力を向上させる	アクティビティ型授業を実施する。授業者はファシリテーションを意識した授業を設定する。	全国学力（3年のみ、全国比）、実力テスト（1～3年、県比）、市学力検査（1・2年、市比）の平均を上回った個人別教科数の割合	50%
豊かな心の育成	教務部・道徳教育推進教師	メタ認知能力を身に付けた生徒の育成	道徳の授業を通して、生徒の道徳性を養う。	道徳教育推進教師がリーダーとなり、各学年の道徳の授業を工夫・改善させる。	生徒アンケートで「道徳では友だちの意見を聞くことで新たな発見ができた。」の肯定的回答の割合	80%
			生徒が主体的に取り組む生徒会活動を仕組む。	小・中合同の取組や生徒会行事を生徒に主体的に取り組ませる。	生徒アンケートで「行事を主体的に参加することができた。」の肯定的回答の割合	90%
健やかな体の育成	生徒指導主事・保健体育科・養護教諭	持、命の尊さを理解し、健康保持	命の尊さを学ぶ授業を実践する。	生命の尊さと各種保健安全にかかわる授業を計画的に実施する。	生徒アンケートで「命の尊さを理解し、自他ともに大切にしていける気持ちが高まった。」の肯定的回答の割合	95%
			生徒が自分の生活をコントロールし、健康を保持する。	生徒が主体的に生活リズムを見直すことで、充実した日常生活にする。	各月の全欠生徒0を目指す。	100%
信頼される学校づくり	総務部・情報教育担当	信頼関係で結ばれた学校	学校生活の様子が、わかる情報発信を継続する。	定期的に学校だよりを保護者・地域へ配布する。 定期的にHPを更新する。	保護者アンケートで「学校は、生徒の状況や学校の取組を周知している。」の肯定的回答の割合	85%
			信頼される教職員を育成する。	教職員主体の不祥事防止研修を定期的に実施する。	教職員の不祥事0を目指す。	100%

～ 三和中学校区小中一貫教育目標 ～
 「高い志をもち 夢と目標の達成に向けて 挑戦する三和の子どもの育成」
 小・中学校9年間で育てたい資質・能力
 「知識を生かし深める力」「共に考え伝え合う力」「自ら関わり学び続ける力」

学校運営協議会



三次市教育委員会

委 嘱

地域の様々な人材

地域の企業

地域学校協働活動推進員
(コーディネーター)

地域学校協働活動

小学校

- ・授業補助
- ・地域学習の支援
- ・環境整備作業支援
- 他

中学校

- ・学校開放の見守り
- ・学校行事のサポート
- ・環境整備作業支援
- 他